

那覇市公報

第 1 6 6 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市個人番号の利用等に関する規則（総務課）…………… 1584
- 那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1601
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 1627

◇告 示◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1635
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（納税課）…………… 1637
- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1645
- 那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について（公園管理課）…… 1647
- 那覇市緑化センターの指定管理者の指定について（花とみどり課）………… 1648
- 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者の指定について
（障がい福祉課）…………… 1648
- 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について
（文化振興課）…………… 1649
- 那覇市ぶんかテンブス館指定管理者の指定について（商工農水課）………… 1650
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1651
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

（保護管理課）	1652
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について （保護管理課）	1653
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について （保護管理課）	1654
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について （保護管理課）	1655
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	1656
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について （保護管理課）	1657
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について （保護管理課）	1658
○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） （国民健康保険課）	1658
○平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	1660
○平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）	1661

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1662
○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）	1663

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1664
----------------------------	------

◇教育委員会訓令◇

- 那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1664

◇教育委員会告示◇

- 那覇市体育施設指定管理者の指定について…………… 1666
- 那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について…………… 1667

◇監査委員公表◇

- 平成 27 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 1668
- 平成 27 年度行政監査の結果について（公表）…………… 1695

規 則

那覇市規則第44号

平成27年12月28日

公 布 済

那覇市個人番号の利用等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人番号の利用等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）別表第1から別表第3までの規定に基づき、規則で定める事務及び情報について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
- （2） 住民基本情報 住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第1号から第8号までに規定する事項をいう。
- （3） 医療保険被保険者資格情報 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報をいう。
- （4） 国民健康保険給付支給情報 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報をいう。
- （5） 市民税情報 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報をいう。
- （6） 国民健康保険税情報 地方税法第5条第6項第5号の国民健康保険税に関する情報をいう。
- （7） 特別児童扶養手当情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。
- （8） 生活保護実施関係情報 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。
- （9） 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施

又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報をいう。

(10) 障がい者情報 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報及び障がいの程度に関する情報又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。

(11) 障害児福祉手当情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当の支給に関する情報をいう。

(12) 特別障害者手当情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報をいう。

(13) 昭和60年法福祉手当情報 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報をいう。

(14) 外国人保護実施関係情報 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報をいう。

(15) 児童扶養手当情報 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報をいう。

(16) 介護保険給付情報 介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報をいう。

(17) 介護保険料情報 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収又は同条第2項の規定による保険料の賦課に関する情報をいう。

(18) 市営住宅管理情報 那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)による家賃、共益費その他の入居者が負担すべき費用等に関する情報をいう。

(19) 地域生活支援事業実施情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の便宜を供与する事業の実施に関する情報をいう。

(20) 難病患者特定医療費情報 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。

(21) 障害児通所支援情報 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報をいう。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2各号の規則で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第1の第2欄に掲げる事務とする。

2 条例別表第2各号の規則で定める情報は、別表第1の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第8条の3第2項第1号の規定により利用する特定個人情報を除く。)とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3各号の規則で定める事務は、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第3の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 条例別表第3各号の規則で定める情報は、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)	法別表第1の7の項の主務省令で	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資

	定める事務(小児慢性特定疾病医療費等関係)		格情報 イ 国民健康保険給付支給情報
		地方税関係情報	市民税情報
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	ア 障害児福祉手当情報 イ 特別障害者手当情報
		昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報	昭和60年法福祉手当情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(2)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(保育所等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		児童扶養手当関係情報	児童扶養手当情報
(3)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(障害児通所給付費等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資格情報 イ 国民健康保険給付支給情報

		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(4)	法別表第1の9の項の主務省令で定める事務(助産施設等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(5)	法別表第1の10の項の主務省令で定める事務(予防接種関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(6)	法別表第1の11の項の主務省令で定める事務(身体障害者手帳関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(7)	法別表第1の12の項の主務省令で定める事務(身体障害者福祉法に	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資格情報 イ 国民健康保険給付支

	よる障害福祉サービス等関係)		給情報
		地方税関係情報	ア 市民税情報 イ 国民健康保険税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		介護保険給付等関係情報	介護保険給付情報
(8)	法別表第1の14の項の主務省令で定める事務(精神障害者保健福祉手帳関係)	住民関係情報	住民基本情報
(9)	法別表第1の15の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報	公営住宅管理情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報	地域生活支援事業実施情報
		健康増進法(平成14年	健康増進法第 19 条の 2 の

		法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報	健康増進事業の実施に関する情報
		難病患者特定医療費関係情報	難病患者特定医療費情報
(10)	法別表第1の16の項の主務省令で定める事務(地方税関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		介護保険給付等関係情報	ア 介護保険給付情報 イ 介護保険料情報
(11)	法別表第1の19の項の主務省令で定める事務(公営住宅関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(12)	法別表第1の20の項の主務省令で定める事務(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27	住民関係情報	住民基本情報

	年法律第127号) による援護関係)		
(13)	法別表第1の30の 項の主務省令で 定める事務(国民 健康保険関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(14)	法別表第1の31の 項の主務省令で 定める事務(国民 年金関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情 報
		地方税関係情報	ア 市民税情報 イ 国民健康保険税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(15)	法別表第1の34の 項の主務省令で 定める事務(知的 障害者福祉法に よる障害福祉サ ービス等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資 格情報 イ 国民健康保険給付支 給情報
		地方税関係情報	ア 市民税情報 イ 国民健康保険税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報

		介護保険給付等関係情報	介護保険給付情報
(16)	法別表第1の35の項の主務省令で定める事務(改良住宅関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(17)	法別表第1の36の2の項の主務省令で定める事務(被災者台帳関係)	住民関係情報	住民基本情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		難病患者特定医療費関係情報	難病患者特定医療費情報
(18)	法別表第1の37の項の主務省令で定める事務(児童扶養手当関係)	住民関係情報	住民基本情報
(19)	法別表第1の40の項の主務省令で定める事務(戦没者等の妻に対する特別給付金関係)	住民関係情報	住民基本情報
(20)	法別表第1の41の項の主務省令で定める事務(老人福祉法(昭和38年	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

	法律第133号)による福祉の措置等関係)	外国人保護関係情報 介護保険給付等関係情報	外国人保護実施関係情報 介護保険料情報
(21)	法別表第1の43の項の主務省令で定める事務(母子福祉資金の貸付け等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(22)	法別表第1の44の項の主務省令で定める事務(ひとり親等への便宜の供与関係)	住民関係情報	住民基本情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(23)	法別表第1の45の項の主務省令で定める事務(母子家庭自立支援給付金等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(24)	法別表第1の46の項の主務省令で定める事務(特別児童扶養手当関係)	住民関係情報	住民基本情報
(25)	法別表第1の47の項の主務省令で定める事務(障害児福祉手当等関係)	住民関係情報	住民基本情報
(26)	法別表第1の48の	住民関係情報	住民基本情報

	項の主務省令で定める事務(特別弔慰金関係)		
(27)	法別表第1の49の項の主務省令で定める事務(母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(28)	法別表第1の50の項の主務省令で定める事務(戦傷病者等の妻に対する特別給付金関係)	住民関係情報	住民基本情報
(29)	法別表第1の53の項の主務省令で定める事務(戦没者の父母等に対する特別給付金関係)	住民関係情報	住民基本情報
(30)	法別表第1の56の項の主務省令で定める事務(児童手当等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情報
(31)	法別表第1の59の項の主務省令で定める事務(後期	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資格情報

	高齢者医療給付等関係)		イ 国民健康保険給付支給情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		介護保険給付等関係情報	ア 介護保険給付情報 イ 介護保険料情報
(32)	法別表第1の63の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報	公営住宅管理情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報	地域生活支援事業実施情報
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に関する情報
		難病患者特定医療費関係情報	難病患者特定医療費情報
(33)	法別表第1の68の項の主務省令で	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情

	定める事務(介護 保険等関係)		報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(34)	法別表第1の70の 項の主務省令で 定める事務(感染 症関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情 報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(35)	法別表第1の76の 項の主務省令で 定める事務(健康 増進事業関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	医療保険被保険者資格情 報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(36)	法別表第1の83の 項の主務省令で 定める事務(特別 障害給付金関係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報

(37)	法別表第1の84の項の主務省令で定める事務(自立支援給付等関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資格情報
			イ 国民健康保険給付支給情報
			ウ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	ア 障害児福祉手当情報
			イ 特別障害者手当情報
(38)	法別表第1の94の項の主務省令で定める事務(子ども)	昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報	昭和60年法福祉手当情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		介護保険給付等関係情報	介護保険給付情報
		住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		特別児童扶養手当関係	特別児童扶養手当情報

	ものための教育・保育給付等関係)	情報	
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		児童扶養手当情報	児童扶養手当情報
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	障害児通所支援情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
(39)	法別表第1の97の項の主務省令で定める事務(難病の患者に対する特定医療費支給関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア 医療保険被保険者資格情報 イ 国民健康保険給付支給情報 ウ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
		地方税関係情報	市民税情報
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給	中国残留邦人等支援給付

		付等関係情報	実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	ア 障害児福祉手当情報 イ 特別障害者手当情報
		昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報	昭和60年法福祉手当情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(40)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)	住民関係情報	住民基本情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報	公営住宅管理情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報	地域生活支援事業実施情報
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に関する情報
		難病患者特定医療費関係情報	難病患者特定医療費情報

別表第2（第5条関係）

条例別 表 第 3 の号	事務	第1欄の号に係る条例 別表第3の右欄におい て掲げる情報	特定個人情報
(1)	法別表第1の15の 項の主務省令で 定める事務(生活 保護等関係)	学校保健安全法(昭和 33年法律第56号)によ る医療に要する費用に ついての援助に関する 情報	学校保健安全法第24条の 援助の実施に関する情報
(2)	生活に困窮する 外国人に対する、 法別表第1の15の 項の主務省令で 定める事務に準 じて行う事務(外 国人保護関係)	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する情 報	学校保健安全法第24条の 援助の実施に関する情報
(3)	法別表第1の27の 項の主務省令で 定める事務(学校 保健安全法によ る医療費援助関 係)	住民関係情報	住民基本情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給 付等関係情報	中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報

那覇市規則第45号

平成27年12月28日

公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

（那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （業務の届出） 第2条 [略] 2 条例第7条第5項の規定による公表は、<u>告示</u>によるものとする。 （費用の納付） 第12条の2 条例第19条の3第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報記録された公文書の写し等の交付を受ける者が負担する費用の額は、別表のとおりとする。 2 前項の費用は、保有個人情報記録された公文書の写し等の交付を受ける前に納付するものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、<u>別に定めるもののほか</u>、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （業務の届出） 第2条 [略] 2 条例第7条第5項の規定による公表は、<u>公告</u>によるものとする。 （費用の納付） 第13条 条例第19条の3第1項及び第25条第4項の費用は、保有個人情報記録された公文書又は那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された意見書若しくは資料の写し等の交付を受ける前に納付するものとする。 2 前項の費用の額は、別表のとおりとする。 （審査会への諮問の方法） 第14条 条例第21条第1項の諮問は、同条第2項の弁明書の写しのほか、次に掲げる資料を添付して行うものとする。 (1) 審査請求書の写し (2) 保有個人情報開示等請求書の写し (3) 開示等に係る通知書の写し (4) その他審査の参考となる資料 （意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法） 第15条 条例第25条第1項の意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法は、当該

	<u>意見書又は資料が文書又は図画の場合にあつては、次に掲げる方法とする。</u> <u>(1) 当該文書又は図画の閲覧</u> <u>(2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付</u> <u>(3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD—R等の光ディスクに複写したものの交付</u> <u>2 電磁的記録についての条例第25条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法(審査会がその保有する処理装置により行うことができるものに限る。)とする。</u> <u>(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</u> <u>(2) 当該電磁的記録を機器(閲覧の用に供することができるものに限る。)により再生したものの閲覧</u> <u>(3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付</u> <u>(4) 当該電磁的記録をCD—R等の光ディスクに複写したものの交付</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、審査会は、必要と認める方法により、意見書又は資料の写し等の交付を行うことができる。</u> <u>4 意見書又は資料を閲覧するものは、当該意見書又は資料を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。</u> <u>5 審査会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、意見書又は資料の閲覧を禁止し、又は中止することができる。</u> (苦情の申出方法等)
第13条 条例第21条第1項に規定する苦情の申出は、書面又は口頭により行うものとする。	第16条 条例第28条第1項の苦情の申出は、書面又は口頭により行うものとする。

2 [略] 3 市長は、<u>条例第21条第2項</u>の規定により措置した結果について、苦情の申出者に関する内容を通知するものとする。 <u>第14条</u> [略] <u>第14条の2</u> [略] (出資法人) <u>第15条</u> <u>条例第23条に規定する規則で定めるものは、本市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人(市が設立した地方独立行政法人を除く。)</u>とする。 (要請拒否等の事実の公表) <u>第16条</u> <u>第2条第2項の規定は、条例第24条第4項の規定による公表について準用する。</u> (運用状況の公表) <u>第17条</u> 市長は、<u>条例第25条</u>の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求件数、不服申立て及び苦情の申出の件数その他必要な事項について、<u>公表するものとする。</u> <u>2 第2条第2項の規定は、条例第25条の規定による公表について準用する。</u> <u>第18条</u> [略] (様式) <u>第19条</u> 次の表の右欄に掲げる規定に基づく同表の中欄に掲げる文書は、それぞれ同表の左欄に掲げる様式によるものとする。 [表 別記] [別表 別記] 第1号様式(<u>第19条関係</u>) 第2号様式(<u>第19条関係</u>) 第3号様式(<u>第19条関係</u>) 第4号様式(<u>第19条関係</u>) 第5号様式(<u>第19条関係</u>)	2 [略] 3 市長は、<u>条例第28条第2項</u>の規定により措置した結果について、苦情の申出者に関する内容を通知するものとする。 <u>第17条</u> [略] <u>第18条</u> [略] (出資法人) <u>第19条</u> <u>条例第31条の規則で定めるものは、本市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人とする。</u> (要請拒否等の事実の公表) <u>第20条</u> <u>条例第32条第4項の規定による公表は、公告によるものとする。</u> (運用状況の公表) <u>第21条</u> 市長は、<u>条例第33条</u>の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求件数、<u>審査請求及び苦情の申出の件数</u>その他必要な事項について、<u>公告するものとする。</u> <u>第22条</u> [略] (様式) <u>第23条</u> [略] [表 別記] [別表 別記] 第1号様式(<u>第23条関係</u>) 第2号様式(<u>第23条関係</u>) 第3号様式(<u>第23条関係</u>) 第4号様式(<u>第23条関係</u>) 第5号様式(<u>第23条関係</u>)
---	---

第6号様式(第19条関係)	第6号様式(第23条関係)
第7号様式(第19条関係)	第7号様式(第23条関係)
第8号様式(第19条関係)	第8号様式(第23条関係)
第9号様式(第19条関係)	第9号様式(第23条関係)
第10号様式(第19条関係)	第10号様式(第23条関係)
第11号様式(第19条関係)	第11号様式(第23条関係)
第12号様式(第19条関係)	第12号様式(第23条関係)
第13号様式(第19条関係)	第13号様式(第23条関係)
[第14号様式 別記]	[第14号様式 別記]
[第15号様式 別記]	[第15号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]
[第17号様式 別記]	[第17号様式 別記]
[第18号様式 別記]	[第18号様式 別記]
[第19号様式 別記]	[第19号様式 別記]
[第20号様式 別記]	[第20号様式 別記]
第21号様式(第19条関係)	第21号様式(第23条関係)
第22号様式(第19条関係)	第22号様式(第23条関係)
	[第23号様式 別記]
	[第24号様式 別記]
[第23号様式 別記]	[第25号様式 別記]
[第24号様式 別記]	[第26号様式 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 6 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

[改正前 別記]

[第19条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第22号様式	[略]	
第23号様式	[略]	第13条第3項
第24号様式	[略]	条例第24条第2項

[改正後 別記]

[第23条の表]

様式	文書名	根拠条項
[略]		
第22号様式	[略]	
第23号様式	審査請求書	条例第20条第1項
第24号様式	審査会諮問通知書	条例第21条第3項
第25号様式	[略]	第16条第3項
第26号様式	[略]	条例第32条第2項

[改正前 別記]

別表(第12条の2関係)

区分		金額
写し等の作成に要する費用の額	日本工業規格A列3番若しくは4番又はB列4番若しくは5番の用紙を用いた場合	1枚10円
	その他の場合	実費相当額
写し等の送付に要する費用の額		実費相当額

[改正後 別記]

別表(第13条関係)

区分					金額
写し等の作成に要する費用	文書及び図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円
				カラー(A3判)	80円
				カラー(A3判未満)	50円
	電磁的	用紙に出力した	用紙1面につき	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写した場合	100円
				マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合	10円
				その他の場合	実費相当額
	電磁的	用紙に出力した	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円

記録	場合	カラー(A3判)	80円
		カラー(A3判未 満)	50円
	CD—R等の光ディスクに複写した場合	光ディスク1枚 につき	100円
	その他の場合		実費相当額
写し等の送付 に要する費用	郵便等による送付		実費相当額

[改正前 別記]

第14号様式(第19条関係)

[略]

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第14号様式(第23条関係)

[略]

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、来庁される方の身分証明書及びこの通知書を提示してください。

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第15号様式(第19条関係)

(表)

[略]

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第15号様式(第23条関係)

(表)

[略]

(注) 保有個人情報の開示を受ける際には、来庁される方の身分証明書及びこの通知書を提示してください。

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第16号様式(第19条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第16号様式(第23条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第17号様式(第19条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第17号様式(第23条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第18号様式(第19条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第18号様式(第23条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第19号様式(第19条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、

この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第19号様式(第23条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第20号様式(第19条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第20号様式(第23条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第23号様式(第23条関係)

審 査 請 求 書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

那覇市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

開示等請求に係る保有個人情報 の 内 容	
開示等請求日	年 月 日
審査請求に係る決定の有無及び内 容	☐ 有 決定内容() ☐ 無
開示決定等を知 っ た 日	年 月 日
審査請求の趣旨 及 び 理 由	
市長の教示の有無及びその内 容	

[改正後 別記]

第24号様式(第23条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年 月 日付け審査請求について、那覇市個人情報保護条例第21条第1項の規定により那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第3項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る決定等	年 月 日付け 第 号
	決定等の内容
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	部 課(担当 連絡先)

[改正前 別記]

第23号様式(第19条関係)

[略]

年 月 日申出がありました苦情については、次のとおり処理しましたので、
那覇市個人情報保護条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

[略]

[改正後 別記]

第25号様式(第23条関係)

[略]

年 月 日申出がありました苦情については、次のとおり処理しましたので、
那覇市個人情報保護条例施行規則第16条第3項の規定により通知します。

[略]

[改正前 別記]

第24号様式(第19条関係)

[略]

貴職の個人情報の取扱いが不適正であると認められるので、那覇市個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

[略]

(参考) 那覇市個人情報保護条例第24条第2項

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱の是正又は中止を勧告することができる。

[改正後 別記]

第26号様式(第23条関係)

[略]

貴職の個人情報の取扱いが不適正であると認められるので、那覇市個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり勧告します。なお、この勧告に従わないときは、同条例第32条第4項の規定により、その事実を公表することがあります。

[略]

(参考) 那覇市個人情報保護条例第32条第2項及び第4項

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱の是正又は中止を勧告することができる。
- 4 市長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は第2項の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(那覇市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市情報公開条例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<u>（費用の納付）</u> 第10条 条例第17条第1項及び第25条第3項の費用の額は、別表のとおりとする。 2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける前に納付するものとする。 <u>（不服申立て）</u> 第11条 条例第19条第1項の<u>不服申立て</u>は、<u>公文書公開決定等異議申立書</u>（第16号様式）を市長に提出して行うものとする。 （公開の実施の停止等） 第12条 条例第15条第1項の第三者から前条の<u>不服申立て</u>があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の公開の実施を停止するとともに、執行停止決定通知書（第17号様式）により、条例第6条第3項の公開請求者及び当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。 （1）当該第三者から<u>不服申立て</u>と併せて執行停止（<u>行政不服審査法</u>（昭和37年法律第160号）第34条の執行停止をいう。以下同じ。）の申立てがなされ市長がこれを認めたとき。 （2）〔略〕 2 〔略〕 （審査会への諮問の方法） 第13条 条例第19条第2項の諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。 （1）<u>公文書公開決定等異議申立書</u>の写し （2）～（4）〔略〕 （諮問をした旨の通知） 第14条 条例第20条第1項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第19号様式）に	<u>（費用の納付）</u> 第10条 条例第17条第1項及び第25条第4項の費用は、公文書又は那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された意見書若しくは資料の写しの交付を受ける前に納付するものとする。 2 前項の費用の額は、別表のとおりとする。 <u>（審査請求）</u> 第11条 条例第19条第1項の<u>審査請求</u>は、<u>審査請求書</u>（第16号様式）を市長に提出して行うものとする。 （公開の実施の停止等） 第12条 条例第15条第1項の第三者から前条の<u>審査請求</u>があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の公開の実施を停止するとともに、執行停止決定通知書（第17号様式）により、条例第6条第3項の公開請求者及び当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。 （1）当該第三者から<u>審査請求</u>と併せて執行停止（<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）第25条第2項の執行停止をいう。以下同じ。）の申立てがなされ市長がこれを認めたとき。 （2）〔略〕 2 〔略〕 （審査会への諮問の方法） 第13条 条例第20条第1項の諮問は、<u>同条第2項の弁明書の写し</u>のほか、次に掲げる資料を添付して行うものとする。 （1）<u>審査請求書</u>の写し （2）～（4）〔略〕 （諮問をした旨の通知） 第14条 条例第20条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第19号様式）に
--	--

より行うものとする。

より行うものとする。

（意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法）

第15条 条例第25条第1項の意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法は、当該意見書又は資料が文書又は図画の場合にあつては、次に掲げる方法とする。

（1） 当該文書又は図画の閲覧

（2） 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付

（3） 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD—R等の光ディスクに複写したものの交付

2 電磁的記録についての条例第25条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法（審査会がその保有する処理装置により行うことができるものに限る。）とする。

（1） 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

（2） 当該電磁的記録を機器（閲覧の用に供することができるものに限る。）により再生したものの閲覧

（3） 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

（4） 当該電磁的記録をCD—R等の光ディスクに複写したものの交付

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、必要と認める方法により、意見書又は資料の写しの交付を行うことができる。

4 意見書又は資料を閲覧するものは、当該意見書又は資料を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取扱いなければならない。

5 審査会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、意見書又は資料の閲覧を禁止し、又は中止することができる。

第15条～第16条 〔略〕

第16条～第17条 〔略〕

（運用状況の公表） <u>第17条</u> 市長は、条例第32条の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における公開請求件数、公開件数、非公開件数、<u>不服申立て件数</u>その他必要な事項について、<u>公表するものとする。</u> [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第19号様式 別記]	（運用状況の公表） <u>第18条</u> 市長は、条例第32条の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における公開請求件数、公開件数、非公開件数、<u>審査請求件数</u>その他必要な事項について、<u>公告するものとする。</u> [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記] [第19号様式 別記]
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

[改正前 別記]

第6号様式(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第7号様式(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

〔改正後 別記〕

第7号様式(第5条関係)

(表)

〔略〕

(裏)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 〔略〕

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔改正前 別記〕

第8号様式(第5条関係)

(表)

〔略〕

(裏)

〔略〕

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 〔略〕

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

〔改正後 別記〕

第8号様式(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第13号様式(第8条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第13号様式(第8条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔改正前 別記〕

第16号様式(第11条関係)

公 文 書 公 開 決 定 等 異 議 申 立 書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所 〒	
氏 名	
印	
〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕	
年 齢 歳	
電話番号	
年 月 日付け公開請求のあった公文書の公開決定等に対して、那覇市 情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり異議申立てをします。	
公開請求の あった公文 書の名称、内 容	
異議申立てに 係 る 決 定	
公開決定等を 知 っ た 日	年 月 日
異 議 申 立 て の 趣 旨 及 び 理 由	
市長の教示の 有 無 及 び そ の 内 容	

[改正後 別記]

第16号様式(第11条関係)

審 査 請 求 書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所	
氏 名	
〔 法人その他の団体にあっては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕	
電話番号	
那覇市情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。	
公 開 請 求 に 係 る 公 文 書 の 名 称、 内 容	
公 開 請 求 日	年 月 日
審 査 請 求 に 係 る 決 定 の 有 無 及 び 内 容	☐ 有 決定内容〔 ☐ 公開決定 ☐ 部分公開決定 ☐ 非公開決定 ☐ 存否応答拒否決定 〕 ☐ 無
公 開 決 定 等 を 知 っ た 日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	
市長の教示の有無 及 び そ の 内 容	

[改正前 別記]

第17号様式(第12条関係)

[略]	
停 止 す る 根 拠 規 定 及 び 理 由	(根拠規定) 那覇市情報公開条例施行規則第12条第1項 (1) 第三者からの <u>不服申立て</u> において併せて執行停止の申立てがあり、市長がこれを認めたため (2) [略] [略]
[略]	

[改正後 別記]

第17号様式(第12条関係)

[略]	
停 止 す る 根 拠 規 定 及 び 理 由	(根拠規定) 那覇市情報公開条例施行規則第12条第1項 (1) 第三者からの <u>審査請求</u> において併せて執行停止の申立てがあり、市長がこれを認めたため (2) [略] [略]
[略]	

[改正前 別記]

第19号様式(第14条関係)

[略]	
年 月 日付け公開決定等に対する異議申立てについて、那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、 <u>那覇市情報公開条例第20条第1項</u> の規定により通知します。	
[略]	
<u>異議申立て</u> に係る公開決定等	[略]
<u>異議申立て</u> の 内 容	
[略]	

[改正後 別記]

第19号様式(第14条関係)

[略]	
年 月 日付け <u>審査請求</u> について、那覇市情報公開条例第20条第1項の規定により <u>那覇市情報公開・個人情報保護審査会</u> に諮問したので、 <u>同条第3項</u> の規定により通知します。	

[略]	
審査請求に係る公開決定等	[略]
審査請求の内容	
[略]	

付 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第46号
平成27年12月28日
公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第53号)の施行の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	115,100	187,700	223,900	258,300	285,000
	2	116,200	189,500	225,500	260,400	287,200
	3	117,400	191,300	227,100	262,300	289,500
	4	118,500	193,100	228,700	264,400	291,700
	5	119,600	194,700	230,300	266,300	293,700
	6	120,700	196,500	232,000	268,300	296,000
	7	121,900	198,300	233,600	270,400	298,300
	8	123,000	200,100	235,200	272,500	300,600
	9	124,100	201,800	236,800	274,600	302,700
	10	125,200	203,600	238,400	276,600	305,000
	11	126,400	205,400	240,000	278,700	307,200
	12	127,500	207,200	241,600	280,800	309,500
	13	128,600	208,600	243,200	282,800	311,700
	14	129,700	210,400	244,700	284,900	313,800
	15	130,900	212,100	246,200	286,900	316,000
	16	132,000	213,900	247,700	289,000	318,100
	17	133,100	215,600	249,200	291,000	320,200
	18	134,200	217,300	251,100	293,000	322,200
	19	135,400	219,000	252,900	295,100	324,300

20	136, 500	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300
21	137, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300
22	138, 700	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400
23	139, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400
24	141, 000	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500
25	142, 100	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100
26	143, 200	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000
27	144, 300	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000
28	145, 400	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900
29	146, 500	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600
30	147, 900	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500
31	149, 200	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400
32	150, 500	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200
33	151, 800	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100
34	153, 300	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900
35	154, 800	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700
36	156, 400	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400
37	157, 700	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800
38	159, 200	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100
39	160, 700	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500
40	162, 200	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900
41	163, 600	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200
42	166, 300	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100
43	168, 900	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200
44	171, 500	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300
45	174, 200	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100
46	175, 900	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000
47	177, 600	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900
48	179, 300	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800
49	180, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700
50	182, 600	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500
51	184, 400	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300
52	186, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100
53	187, 700	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800
54	189, 200	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500
55	190, 700	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200
56	192, 200	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900
57	193, 500	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400
58	194, 800	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000
59	196, 100	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600
60	197, 400	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300
61	198, 700	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700
62	200, 000	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400
63	201, 300	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000

64	202, 600	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600
65	203, 800	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000
66	205, 100	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600
67	206, 400	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200
68	207, 700	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800
69	208, 800	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200
70	209, 900	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700
71	211, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200
72	212, 100	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800
73	213, 300	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100
74	214, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500
75	215, 300	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900
76	216, 300	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300
77	217, 100	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600
78	218, 100	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900
79	219, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200
80	220, 000	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500
81	220, 800	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700
82	221, 800	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000
83	222, 800	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300
84	223, 800	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500
85	224, 500	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700
86	225, 500	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000
87	226, 500	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300
88	227, 600	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500
89	228, 400	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700
90	229, 200	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000
91	230, 000	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300
92	230, 800	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500
93	231, 600	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700
94	232, 300	292, 500	340, 300		
95	233, 000	292, 900	340, 800		
96	233, 700	293, 300	341, 200		
97	234, 400	293, 500	341, 300		
98	235, 200	293, 800	341, 800		
99	236, 000	294, 200	342, 200		
100	236, 800	294, 600	342, 500		
101	237, 500	294, 800	342, 800		
102	238, 200	295, 100	343, 200		
103	238, 900	295, 500	343, 600		
104	239, 600	295, 800	344, 000		
105	240, 300	296, 000	344, 500		
106	241, 000	296, 300	344, 900		
107	241, 700	296, 700	345, 300		

	108	242,400	297,000	345,700		
	109	243,100	297,200	346,200		
	110	243,600	297,600	346,600		
	111	244,100	298,000	346,900		
	112	244,600	298,300	347,200		
	113	244,900	298,400	347,700		
	114		298,700			
	115		299,000			
	116		299,400			
	117		299,600			
	118		299,800			
	119		300,100			
	120		300,400			
	121		300,800			
	122		301,000			
	123		301,300			
	124		301,600			
	125		301,900			
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	117,600	190,200	226,400	259,900	286,200
	2	118,700	192,000	228,000	261,900	288,400
	3	119,900	193,800	229,500	263,700	290,700
	4	121,000	195,600	231,100	265,800	292,900
	5	122,100	197,200	232,600	267,700	294,900
	6	123,200	199,000	234,300	269,600	297,200
	7	124,400	200,800	235,800	271,600	299,500
	8	125,500	202,600	237,400	273,700	301,800
	9	126,600	204,300	238,900	275,800	303,900
	10	127,700	206,100	240,400	277,800	306,200
	11	128,900	207,900	242,000	279,900	308,400
	12	130,000	209,700	243,500	282,000	310,700
	13	131,100	211,100	245,000	284,000	312,900
	14	132,200	212,900	246,500	286,100	315,000
	15	133,400	214,600	247,900	288,100	317,200
	16	134,500	216,400	249,300	290,200	319,300
	17	135,600	218,100	250,800	292,200	321,400

18	136,700	219,800	252,600	294,200	323,400
19	137,900	221,400	254,300	296,300	325,500
20	139,000	223,000	256,100	298,300	327,500
21	140,100	224,500	257,800	300,400	329,500
22	141,200	226,200	259,600	302,500	331,600
23	142,400	227,800	261,400	304,500	333,600
24	143,500	229,400	263,100	306,600	335,700
25	144,600	230,800	265,100	308,400	337,300
26	145,700	232,300	267,000	310,500	339,200
27	146,800	233,800	268,800	312,600	341,100
28	147,900	235,100	270,700	314,600	343,000
29	149,000	236,400	272,400	316,600	344,700
30	150,400	237,600	274,300	318,600	346,600
31	151,700	238,700	276,200	320,700	348,500
32	153,000	239,900	278,000	322,800	350,300
33	154,300	241,200	279,700	324,300	352,200
34	155,800	242,500	281,600	326,300	354,000
35	157,300	243,700	283,400	328,200	355,800
36	158,900	245,000	285,300	330,300	357,500
37	160,200	246,000	287,000	332,200	358,900
38	161,700	247,400	288,700	334,100	360,200
39	163,200	248,900	290,500	336,100	361,600
40	164,700	250,400	292,300	338,000	363,000
41	166,100	251,800	294,000	339,900	364,300
42	168,800	253,200	295,700	341,800	365,200
43	171,400	254,600	297,400	343,600	366,300
44	174,000	256,000	299,000	345,500	367,400
45	176,700	257,200	300,700	347,000	368,200
46	178,400	258,500	302,400	348,400	369,100
47	180,100	259,900	304,000	349,900	370,000
48	181,800	261,300	305,700	351,400	370,900
49	183,300	262,600	306,900	353,000	371,800
50	185,100	263,700	308,400	353,800	372,600
51	186,900	265,000	309,900	355,000	373,400
52	188,600	266,300	311,500	356,000	374,200
53	190,200	267,400	313,100	356,900	374,900
54	191,700	268,500	314,700	358,000	375,600
55	193,200	269,800	316,300	358,900	376,300
56	194,700	271,100	317,800	360,000	377,000
57	196,000	272,200	319,300	360,900	377,500
58	197,300	273,200	320,500	361,600	378,100
59	198,600	274,300	321,700	362,300	378,700
60	199,900	275,400	322,900	363,000	379,400
61	201,200	276,600	323,600	363,400	379,800

62	202,500	277,600	324,500	364,000	380,500
63	203,800	278,500	325,300	364,700	381,100
64	205,100	279,500	326,100	365,400	381,700
65	206,300	280,300	327,000	365,700	382,100
66	207,600	281,200	327,400	366,400	382,700
67	208,900	281,900	328,100	367,100	383,300
68	210,200	282,800	328,900	367,800	383,900
69	211,300	283,800	329,700	368,100	384,300
70	212,400	284,600	330,400	368,700	384,800
71	213,400	285,400	331,100	369,400	385,300
72	214,500	286,200	331,800	370,000	385,900
73	215,600	287,000	332,300	370,300	386,200
74	216,600	287,500	332,900	370,900	386,600
75	217,500	287,900	333,400	371,600	387,000
76	218,500	288,400	334,000	372,200	387,400
77	219,200	288,500	334,300	372,600	387,700
78	220,100	288,900	334,800	373,100	388,000
79	221,000	289,100	335,200	373,700	388,300
80	221,900	289,500	335,700	374,200	388,600
81	222,600	289,700	336,100	374,700	388,800
82	223,600	289,900	336,600	375,300	389,100
83	224,500	290,300	337,100	375,800	389,400
84	225,400	290,600	337,600	376,100	389,600
85	226,100	290,900	337,900	376,500	389,800
86	227,000	291,200	338,300	377,000	390,100
87	227,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	229,000	291,900	339,200	377,800	390,600
89	229,800	292,200	339,500	378,200	390,800
90	230,500	292,600	339,900	378,700	391,100
91	231,200	292,900	340,400	379,100	391,400
92	232,000	293,300	340,800	379,500	391,600
93	232,800	293,400	341,000	379,800	391,800
94	233,500	293,600	341,400		
95	234,200	294,000	341,900		
96	234,900	294,400	342,300		
97	235,600	294,600	342,400		
98	236,400	294,900	342,900		
99	237,200	295,300	343,300		
100	238,000	295,700	343,600		
101	238,700	295,900	343,900		
102	239,400	296,200	344,300		
103	240,100	296,600	344,700		
104	240,800	296,900	345,100		
105	241,500	297,100	345,600		

	106	242, 200	297, 400	346, 000		
	107	242, 900	297, 800	346, 400		
	108	243, 600	298, 100	346, 800		
	109	244, 300	298, 300	347, 300		
	110	244, 800	298, 700	347, 700		
	111	245, 300	299, 100	348, 000		
	112	245, 800	299, 400	348, 300		
	113	246, 100	299, 500	348, 800		
	114		299, 800			
	115		300, 100			
	116		300, 500			
	117		300, 700			
	118		300, 900			
	119		301, 200			
	120		301, 500			
	121		301, 900			
	122		302, 100			
	123		302, 400			
	124		302, 700			
	125		303, 000			
再任用職員		186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500

告 示

那覇市告示第 409 号

平成 27 年 12 月 17 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

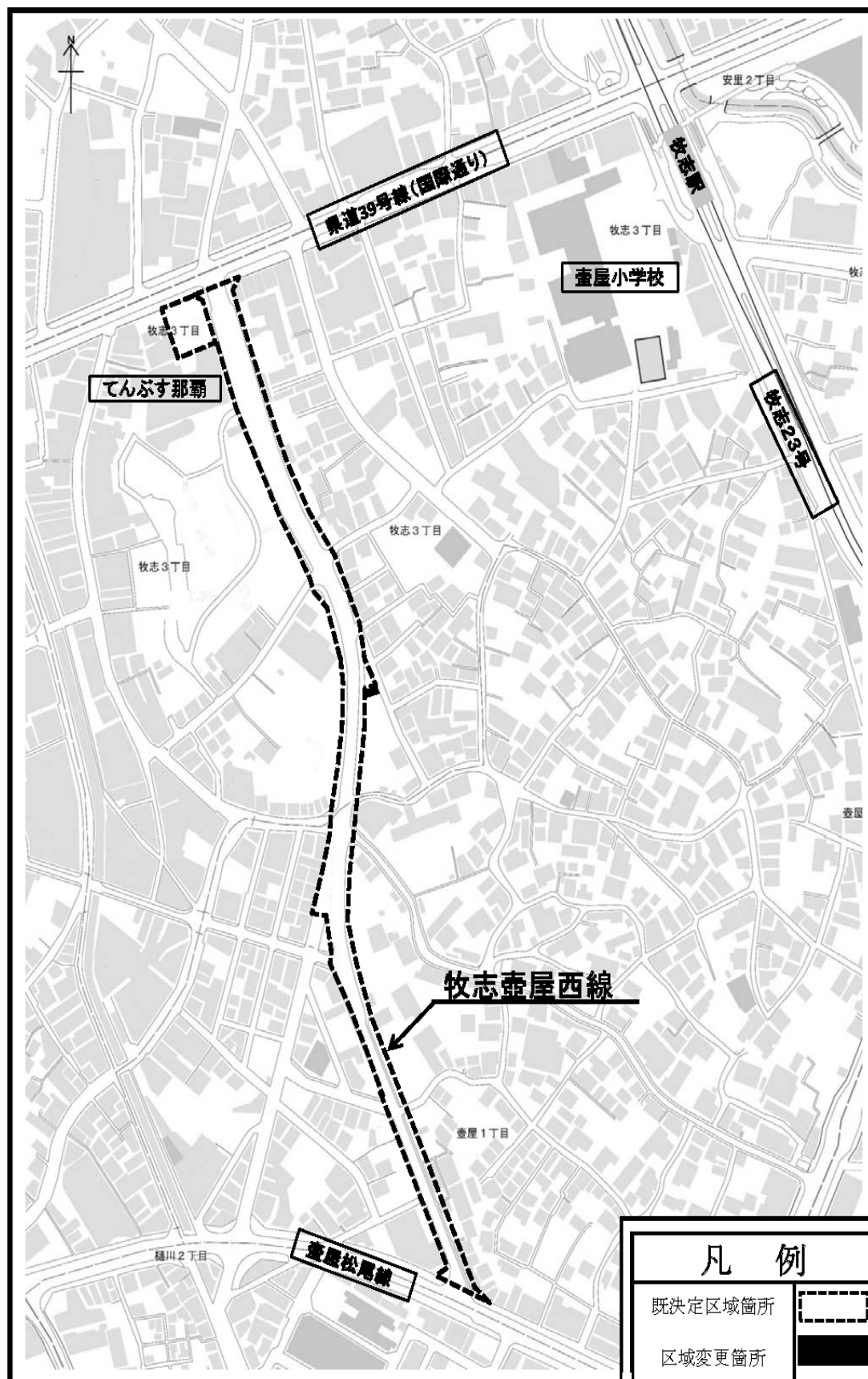
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20～ 壺屋1丁目563番	597.0	14.0～ 45.25	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 433 号

平成 27 年 12 月 28 日

掲 示 済

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件

那覇市長 城 間 幹 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第 1 条第 3 項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

次の表の第 1 欄に掲げる規定の同第 2 欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第 3 欄に掲げるとおり定める。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
規則第 1 条第 1 項第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）第 12 条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第 1 条第 1 項第 3 号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個

		人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。） 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。） 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。） 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識	税理士証票 写真付身分証明書等 写真付公的書類

	別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則第3条第4項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合 所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の

		提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第 4 条第 2 号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード又は通知カード
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る。）
規則第 4 条第 2 号ロ後段	個人番号利用事務等実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第 4 条第 2 号ニ	個人番号利用事務等実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書（那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年規則第 50 号。以下「オンライン化規則」という。）第 2 条第 2 項第 4 号に規定する電子証明書（オンライン化規則第 4 条第 7 項第 2 号に該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化規則第 2 条第 2 項第 3 号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務等実施者が提供を受ける場合に限る。）
		民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 4 条第 1 項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務等実施者が提供を受ける場合に限る。）
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること
		個人番号関係事務等実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別番号及び暗証番号等により認証する方法
規則第 6	官公署又は個人番号利用事務等実施者	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの

条第1項 第3号	から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
規則第7 条第1項 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)
規則第7 条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。)
		並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)
規則第9 条第1項 第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)
		及び社員証等
		写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
規則第9 条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	写真なし公的書類
		本人交付用税務書類
規則第9 条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第9	令第12条第2項第1号に掲げる書類に	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これ

条第4項	記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	に準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		扶養親族等であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		代理人が法人であつて、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること
		オンライン化規則第4条第4項の規定に基づき本人の識別番号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること
規則第10条第2号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
		代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）

	代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。） 個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別番号及び暗証番号等により認証する方法 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること 本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。） 本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。） 本人の代理人（当該代理人が税理士法第 48 条の 2 に規定する税理士法人又は同法第 51 条第 3 項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第 51 条第 1 項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第 4 条第 4 項の規定に基づき本人の識別番号及び暗証番号を入力して送信を受ける方法（同法第 2 条第 1 項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
--	---

		本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化規則第 4 条第 4 項の規定に基づき本人の識別番号及び暗証番号を入力して送信を受ける方法（同法第 2 条第 1 項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規 則 第 10 条第 3 号 口 前 段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード又は通知カード
		本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る。）
規 則 第 10 条第 3 号 口 後 段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

那覇市告示第 434 号

平成 27 年 12 月 28 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

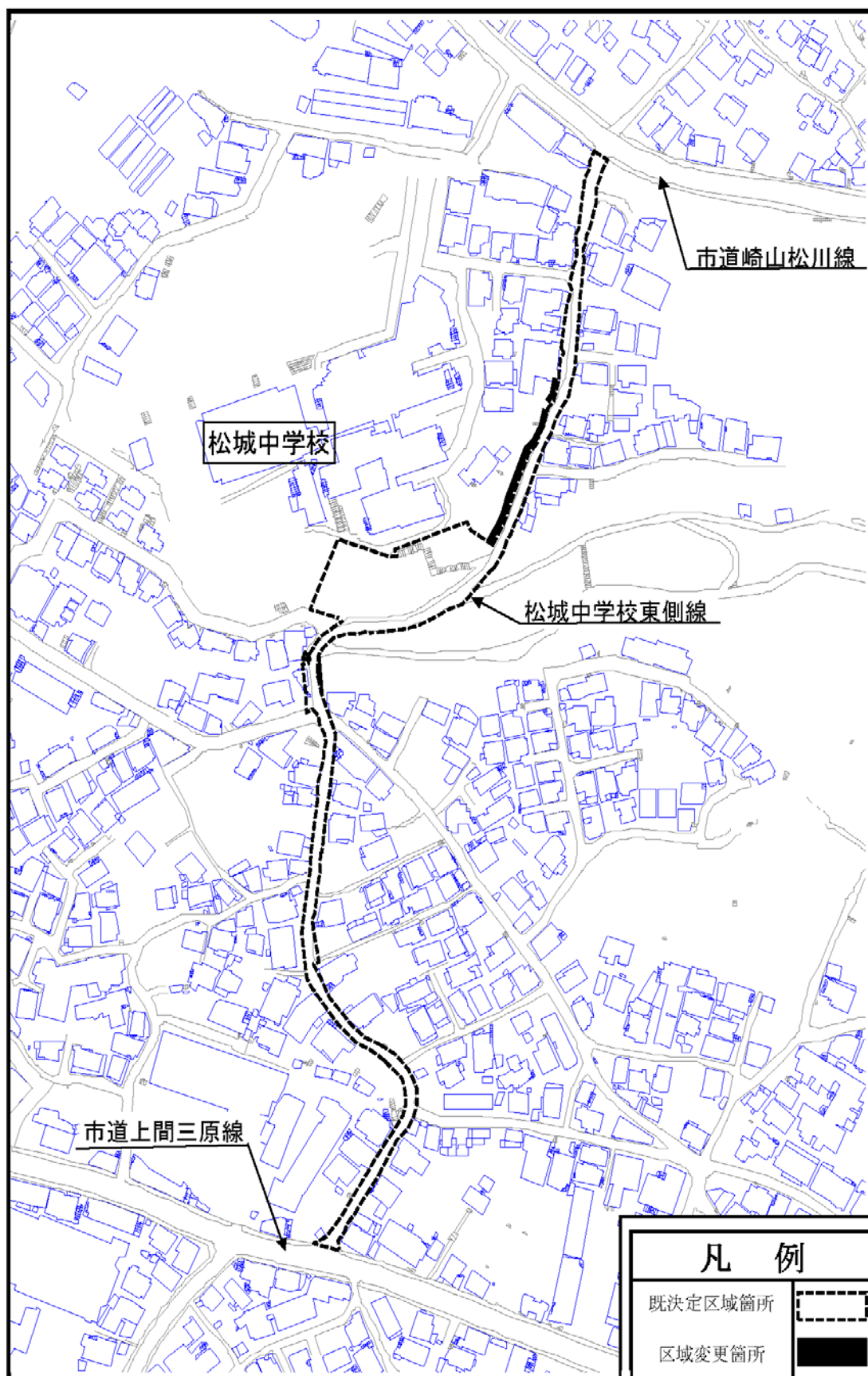
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
110	松城中学校東側線	繁多川 3 丁目 191 番 2 ～ 繁多川 2 丁目 4 番	564.8	3.4～ 38.0	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 437 号

平成 28 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市波の上ビーチ広場
所在地 那覇市若狭 1 丁目 25 番

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人 那覇市観光協会
所在地 那覇市牧志 3－2－10 てんぶす那覇 3 F
代表者 会長 佐久本 武

3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

那覇市告示第 438 号
平成 28 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成27年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市緑化センター
所在地 那覇市おもろまち3丁目2番1号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
所在地 那覇市銘苅二丁目3番1号（なは市民協働プラザ3階）
代表者 理事長 上原 郁夫
- 3 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

那覇市告示第 440 号
平成 28 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者の指定について

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第9条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる施設

名 称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター
所在地 那覇市長田 1 丁目 24 番 27 号

2 指定管理者となる団体

名 称 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会
所在地 南風原町字宮平 206－1
代表者 会長 島田 正博

3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 458 号

平成 28 年 1 月 15 日

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 施設名

- （1）那覇市パレット市民劇場
- （2）那覇市民ギャラリー

2 指定管理者

那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
パレットグループ
代表者 久茂地都市開発株式会社 代表取締役 長嶺 良三

3 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（3 年間）

那覇市告示第 459 号

平成 28 年 1 月 15 日

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の指定について

那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会において議決されましたので、那覇市ぶんかテンプス館条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市ぶんかテンプス館
位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 協同組合沖縄産業計画
所在地 那覇市字上之屋 314 番地 2 サンメディアビル 3 階
代表者 代表理事 安里 清秀
- 3 指定期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 460 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
なかむら眼科	医療法人 緑心会	平成 27 年 11 月 1 日
那覇市寄宮三丁目 12 番 15 号		
和ごころ薬局 さつき店	株式会社 琉球光和	平成 27 年 12 月 1 日
那覇市宇栄原三丁目 14 番 12 号		
おおキッズクリニック	大城 聡	平成 27 年 12 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 2 階		
ハーブ薬局 いしみね店	株式会社 H a p c y	平成 27 年 12 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 1 階		
あいあい薬局	株式会社 沖縄ファーマシー	平成 27 年 12 月 1 日
那覇市高良三丁目 6 番 5 号		

特定医療法人 葦の会 シャロンクリニック	特定医療法人 葦の会	平成 27 年 12 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階		
アイン薬局 首里店	株式会社 アインファーマシーズ	平成 27 年 11 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 5		

那覇市告示第 461 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
特定医療法人葦の会 オリブ山訪問看護ステーション		平成 27 年 12 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階 (首里石嶺町 1 丁目 161 番地 4 植田ビル)	

那覇市告示第 462 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
なかむら眼科	仲村 佳巳	平成 27 年 11 月 1 日
那覇市寄宮三丁目 12 番 15 号		
アイン薬局 首里店	株式会社 アインファーマシーズ	平成 27 年 10 月 31 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 5		
やえす歯科医院	友利 隆俊	平成 27 年 12 月 14 日
那覇市寄宮二丁目 30 番 49 号 ベルベ森山 2 階		
さわふじ薬局	有限会社 南風	平成 27 年 11 月 2 日
那覇市字真地 229 番地 18		

ひまわり薬局 大道店	株式会社ファーマみらい	平成 27 年 11 月 22 日
那覇市字大道 128 番地		

那覇市告示第 463 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
社会医療法人 仁愛会 あさと大腸・肛門クリニック 那覇市字松川 442 番地	平成 27 年 11 月 1 日
ふく薬品 開南バス停前店 那覇市松尾二丁目 17 番 28 号	平成 27 年 10 月 30 日

那覇市告示第 464 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービス琉美 2 号館		平成 27 年 9 月 1 日
名称	デイサービス琉美 2 号館 (デイサービス琉美 曙館)	
所在地	那覇市辻二丁目 24 番 12 号 (那覇市曙三丁目 21 番 1 号 海宝マンション 201)	
特定医療法人葦の会 ヘルパーステーションオリブ山		平成 27 年 12 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階 (那覇市首里石嶺町 1 丁目 161 番地 4 植田ビル)	
特定医療法人葦の会 オリブ山訪問看護ステーション		平成 27 年 12 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階 (那覇市首里石嶺町 1 丁目 161 番地 4 植田ビル)	

那覇市告示第 465 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ひまわり薬局 大道店 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)	平成 27 年 11 月 22 日
那覇市字大道 128 番地	
アイン薬局 首里店 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)	平成 27 年 10 月 31 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 5	
やえす歯科医院 (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)	平成 27 年 12 月 14 日
那覇市寄宮二丁目 30 番 49 ベルベ森山 2 階	

那覇市告示第 466 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
仲宗根 聖	柔道整復	平成 27 年 11 月 16 日
ゆい整骨院	那覇市古波蔵一丁目 24 番 21 号 幸ビル 102	
稲福 仁美	はり・きゅう	平成 27 年 11 月 16 日
（出張専門）	—	
石川 和旗	柔道整復、 はり・きゅう	平成 27 年 11 月 20 日
ピース鍼灸整骨院	那覇市字宇栄原 950 番地 1 ハイツタイラ 103	

那覇市告示第 467 号

平成 28 年 1 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
糸数 昌治	おなが小禄整骨院	平成 27 年 10 月 1 日
	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	

那覇市告示第 468 号

平成 28 年 1 月 15 日

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 427,276 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,776,281 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 15,060,999	千円 △2,337	千円 15,058,662
	1 国庫負担金	9,600,258	△1,599	9,598,659
	2 国庫補助金	5,460,741	△738	5,460,003
6 県支出金		2,899,288	△399	2,898,889
	1 県補助金	2,386,568	△399	2,386,169
6 繰入金		4,827,088	22,536	4,849,624
	1 他会計繰入金	4,827,087	22,536	4,849,623
10 諸収入		6,609,160	407,476	7,016,636
	3 雑入	6,577,947	407,476	6,985,423
歳 入 合 計		54,349,005	427,276	54,776,281

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 26,874,384	千円 0	千円 26,874,384
	1 療養諸費	22,919,748	0	22,919,748
6 介護納付金		2,302,748	△4,996	2,297,752
	1 介護納付金	2,302,748	△4,996	2,297,752

10 諸支出金		255, 527	432, 272	687, 799
	1 償還金及び還付加算金	253, 125	418, 630	671, 755
	2 繰出金	2	13, 642	13, 644
歳 出 合 計		54, 349, 005	427, 276	54, 776, 281

那覇市告示第 469 号

平成 28 年 1 月 15 日

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 27 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8, 168, 018 千円	1, 978 千円	8, 169, 996 千円
第 2 項	営業外収益	532, 077 千円	1, 978 千円	534, 055 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7, 477, 901 千円	△43, 147 千円	7, 434, 754 千円
第 1 項	営業費用	7, 242, 294 千円	△43, 094 千円	7, 199, 200 千円
第 2 項	営業外費用	214, 207 千円	△53 千円	214, 154 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 237, 994 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56, 137 千

円、減債積立金 260,540 千円及び過年度分損益勘定留保資金 921,317 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,228,036 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,137 千円、減債積立金 260,540 千円及び建設改良積立金 911,359 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,575,376 千円	△9,958 千円	1,565,418 千円
第 1 項	建設改良費	1,209,835 千円	△9,958 千円	1,199,877 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職員給与費	1,031,922 千円	△52,717 千円	979,205 千円

那覇市告示第 470 号

平成 28 年 1 月 15 日

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(総則)

第 1 条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,202,471 千円	2,812 千円	5,205,283 千円
第 2 項	営業外収益	1,134,612 千円	2,812 千円	1,137,424 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	4,964,255 千円	△25,523 千円	4,938,732 千円
第 1 項	営業費用	4,506,914 千円	△20,814 千円	4,486,100 千円
第 2 項	営業外費用	436,813 千円	△4,709 千円	432,104 千円

（資本的收入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,055,748 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,090 千円、過年度分損益勘定留保資金 772,015 千円及び当年度分損益勘定留保資金 260,643 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,111,206 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,795 千円、減債積立金 700,475 千円、過年度分損益勘定留保資金 122,293 千円及び当年度分損益勘定留保資金 260,643 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	資本的收入	1,676,625 千円	57,511 千円	1,734,136 千円
第 4 項	その他資本的收入	74,679 千円	57,511 千円	132,190 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,732,373 千円	112,969 千円	2,845,342 千円
第 1 項	建設改良費	1,536,274 千円	112,969 千円	1,649,243 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	384,187 千円	△27,264 千円	356,923 千円

公 告

那覇市公告第 522 号

平成 27 年 12 月 28 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 538 号
平成 28 年 1 月 13 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第 4 条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画原案の種類及び名称
那覇広域都市計画下水道の変更原案
- 2 都市計画原案に係る区域
那覇市首里石嶺町四丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
日 時 平成28年 2 月 3 日（水）午後 7 時
場 所 那覇市石嶺公民館（那覇市首里石嶺町二丁目70- 9）
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
期 限 平成28年 1 月 27 日（水）
提出先 那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 5 都市計画原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
場 所 那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
期 間 平成28年 1 月 13 日（水）から平成28年 1 月 27 日（水）まで。ただし、土、日を除く。
時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 22 号

平成 27 年 12 月 18 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 424 号
指定工事店名	株式会社大屋設備
営業所所在地	沖縄市住吉 2 丁目 1 番 7 号コートヴィレッジ 住吉 107 号
代表者名	安里 進
有効期間	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 2 号

平成 27 年 12 月 28 日

公 表 済

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程（平成元年那覇市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、那覇市立小学校及び中学校において実施される学校給食に係る学校給食費（以下「給食費」という。）の<u>月額</u>の決定、<u>その他</u>学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （給食費の額） 第2条 給食費の額は、別表のとおりとする。 2 〔略〕 （額の決定） 第3条 教育委員会は、保護者、校長、給食センター所長及び教育委員会が特に必要と認める者の意見、物価の動向等を勘案して給食費の額を決定する。 2 〔略〕 〔別表 別記〕	（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市立小学校及び中学校において実施される学校給食に係る学校給食費（以下「給食費」という。）の<u>額</u>の決定<u>その他</u>学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （給食費の額） 第2条 給食費の額は、<u>月額とし</u>、別表のとおりとする。 2 〔略〕 （額の決定） 第3条 教育委員会は、保護者、校長、給食センター所長<u>その他</u>教育委員会が必要と認める者の意見、物価の動向等を勘案して給食費の額を決定する。 2 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表（第2条関係）

	小学校	中学校
給食費の月額	4,300円	4,800円

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

	小学校	中学校
給食費の月額	4,500円	5,000円

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 2 号

平 成 2 8 年 1 月 4 日

掲 示 済

那覇市体育施設指定管理者の指定について

那覇市体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成27年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会
教育長 渡 慶 次 克 彦

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市民体育館	那覇市字識名 1227 番地
(2) 漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町37番 1 号
(3) 那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町 2 丁目70番地 9

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地：那覇市字識名1227番地
代表者：会長 石川 秀雄

3 指定期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

那覇市教育委員会告示第 3 号

平 成 2 8 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定について

那覇市営奥武山体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成27年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会
教育長 渡 慶 次 克 彦

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町 42 番地の 1
(2) 那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番地の 1 地先
(3) 那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町42番地の 1 地先

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地：那覇市字識名1227番地
代表者：会長 石川 秀雄

3 指定期間

平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

平成 28 年 1 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

高 良 正 幸

平成 27 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査（工事監査）を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年度定期監査(工事監査)結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項による監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領第 1 に基づき、平成 27 年 11 月 6 日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、機械及び電気工事等 65 件の中から以下の 3 件を選定した。

- （1）平成 27 年度鳥堀 12 号配水幹線布設替工事
- （2）開南幼稚園園舎改築工事（建築）
- （3）（仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（建築）

3 監査の期間

平成 27 年 9 月 28 日から平成 27 年 12 月 22 日まで

4 監査の方法

監査は、都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11 月 4 日から 6 日まで）を実施した。

なお、実施に当っては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された 2 人の技術士（建設部門・総合技術監理部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場調査を行った。

第 2 監査の結果

- 1 関係書類を検査し、疑問点は説明者に質問して、当該工事の計画、調査、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について、整合性を検査した結果、おおむね適正である。
- 2 積算に関しては、建築工事積算基準、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）や水道施設整備費に係る歩掛表（水道事業実務必携）等及び営繕

工事標準単価表、建築施工単価、建築コスト情報、実施設計単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。

- 3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切で指摘すべき重大な問題点はなかった。

ただし、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、指摘事項等の区分は、次のとおりとする。（定期監査実施要領より。）

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

また、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見及び現場施工状況調査における所見等について、那覇市平成 27 年度工事技術調査結果報告書（平成 27 年 12 月 4 日）として提出されている。

I 平成 27 年度鳥堀 12 号配水幹線布設替工事

1 工事内容説明部署

上下水道局 上下水道部 水道工務課

2 工事概要

(1) 工事場所 那覇市首里石嶺町地内

(2) 工事概要 管布設工 ダクタイル鋳鉄管

NS 形 φ 300 mm（開削） L = 3.6m

NS 形 φ 600 mm（開削） L = 250.9m

バタフライ弁 1 基

消火栓 1 基

磁気探査 1 式

(3) 設計業務委託受注者

有限会社 三矢エンジニアリング

(4) 工事請負業者

技研工業株式会社

（契約方式：制限付一般競争入札・事後審査方式）

（５）工事費

設計金額 59,400,000 円（税込）

請負金額 53,460,000 円（税込）

請負率 90.0% （対設計金額）

契約日 平成 27 年 7 月 13 日

（６）工事期間

平成 27 年 7 月 13 日～平成 28 年 2 月 12 日

（７）工事進捗状況（平成 27 年 10 月 31 日現在）

計画出来高 22.4% 実施出来高 55.0%

3 書類調査における所見

工事関係書類について調査した結果、必要にして十分であり、かつ、よく整理されていた。提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問すると共に、当該工事の計画、設計、積算、契約、特記仕様書、施工、監理・監督、設計変更等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った。その結果、総括的にはおおむね良好であるものと判断された。

なお、各段階における個々の技術調査内容は、以下に示すとおりである。

（１）計画に関する事項について

ア 事業の目的

配水幹線は、那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画（平成 22 年度策定）並びに那覇市水道ビジョン（平成 24 年度～平成 33 年度、平成 24 年度策定）に基づき順次施設整備を進めていくこととしており、当該布設替工事は新川配水池系統の配水幹線を技術的基準に適合するように耐震化し、32 万人の那覇市民に安定供給を図ることを目的とした工事である。

イ 計画の内容

計画の内容は、昭和 46 年に布設され老朽化した配水管（A 形管）をレベル 2 の地震動に対応できるよう高機能ダクタイル鋳鉄管（NS 形管）に布設替えを行うものである。

（２）設計に関する事項について

ア 設計に関する書類

設計は、水道協会設計指針 2012（日本水道協会）の基準に基づいて設計されており適切であった。

イ 設計図

測量関係の設計はコンサルタントに委託を行い、配水幹線布設関係の設計は水道工務課直営による設計であり、設計図は適切に整備されていた。

ウ 関係機関との協議

布設替えを行う那覇市道には那覇市の水道管・下水道管等が埋設されているため、那覇市道路建設課・道路管理課等と事前の協議を行っていた。また、片側交互通行を行うため、警察及び地元自治会と事前協議を実施しており、関係機関との事前協議状況は良好であった。

エ 工期の設定

主要工種の日当りの標準作業量から必要作業日数を算出し、工事期間を設定しており、工期設定手法は適切であった。

（３）積算に関する事項について

ア 積算に関する書類

積算は、以下の基準書を使用しており適切であった。

- (ア) 平成 27 年度 水道施設整備費に係る歩掛表（水道事業実務必携）
- (イ) 平成 27 年度 土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）
- (ウ) 平成 27 年度 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）

イ 歩掛及び単価

設計単価は、以下の採用順序に基づき行われており適切であった。

- (ア) 平成 27 年度 実施設計単価表（沖縄県・平成 27 年 4 月）
平成 27 年度 水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）
- (イ) 物価資料の平均値
建設物価と積算資料の平均値
- (ウ) 業者見積り徴取による平均値
なお、水道資材統一単価表は、（一財）経済調査会に委託した特別調査単価であり適切であった。

ウ 数量及び金額

積算は、那覇市上下水道局の積算システムに基づいて担当係員（設計者）が行い、チェックは検算→工事係技査→工事係長→課長→技術管理者の順に審査されており、適切であった。

（４）契約に関する事項について

ア 入札状況

入札は、上下水道局登録の A ランク的那覇市内業者を対象とした制限付き一般競争入札で行われ、3 社が参加、応札した。市の規定に基づき予定価格は事前に公表されており、第 1 回目の入札で請負者が決定した。現行の上下水道局の規定に則って入札・契約が行われ、適切であった。

イ 契約関係

- (ア) 契約書・契約約款

工事請負契約書は、公共工事標準請負契約約款の条項に倣い適正に作成されていた。

- (イ) 履行保証制度（契約約款第 4 条）

西日本建設業保証（株）の契約金額の 10 分の 1（5,346,000 円）の履行保証

保険証券を確認し、適切であった。

(ウ) 前払金（契約約款第 34 条）

契約金額の 40%の前払金（21,384,000 円）が支払われている。

西日本建設業保証（株）による保証がされており、適切であった。

(エ) 建設業退職金共済制度

掛金収納書を確認し、適切であった。

(オ) 火災保険等（契約約款第 51 条）

特記仕様書（13 その他）に義務付けされた請負業者賠償責任保険の加入（三井住友海上火災（株））及び労災上乗せ保険の加入を確認した。

(カ) 監督員の通知（契約約款第 9 条）

発注者より請負者へ主任現場監督員及び現場監督員の通知が行われており、適切であった。

(キ) 着手届・工事工程表

着手届・工事工程表が提出されており、適切であった。

(ク) 現場代理人、主任技術者の通知（契約約款第 10 条）

現場代理人・主任技術者が兼務の通知がなされ、適切であった。

(5) 特記仕様書に関する事項について

施工条件の明示は、よくまとまっており以下の事項について確認をした。

(ア) 交通誘導員の精算の考え方については、設計数量より日数が少なかった場合は実数精算とし、日数が多くなった場合には別途協議とのことであり適切な考え方であることを確認した。

(イ) 随意契約をする場合に当って、関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率を関連工事の設計額に乗じるものとする明示されており適切であった。

(6) 施工に関する事項について

ア 施工体制

(ア) 施工体制台帳、施工体系図の確認

施工体制台帳・施工体系図を作成、整備して監督員に提出されていた。また、下請契約書（写）も添付されており、施工体系図は現場入口の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていることを現地実査時に確認し、適切であった。但し、施工体系図の作成に当っては、職務名等について解釈の違いがあるので労働安全衛生法等をよく理解して作成すること。

(イ) 建設業許可票

元請負人、下請負人ともに建設業許可票が現場に掲示されていることを現地実査時に確認し、適切であった。

(ロ) 現場代理人、主任技術者の常駐

現場代理人兼主任技術者は、現場に常駐し監督員とも常に連絡を取り合い、また、下請負人に対してもよく指導を行って常に対応は適切であったとのこと

であり良好であった。

(エ) 作業主任者の選任

地山の掘削作業主任者及び土止め支保工作業主任者の選任を行い、また、その氏名、職務等を掲示し関係労働者に周知を図っていることを現地実査時に確認した。

イ 施工管理状況

(ア) 施工計画書の内容、審査

施工計画書は、土木工事等共通仕様書（沖縄県土木建築部）に基づいて記載内容等がまとめられており、また、施工計画書記載事項チェックシートによりチェックもされ良好であった。

審査は、監督員が十分に行ったとのことであり良好であった。

(イ) 工程管理

月 1 回の工事履行報告書は、規定に基づき作成、提出されており良好であった。

(ロ) 品質管理

ダクトイル鋳鉄管・同付属品等の資材承認図、品質証明書等の書類も整備されており、管理状況は良好であった。

(ハ) 出来形管理

施工段階の出来形管理状況を確認したが、管理状況は良好であった。

(ニ) 写真管理

施工段階の写真管理状況を確認したが、管理状況は良好であった。

(ホ) 段階確認検査

段階確認の検査予定は、週間工程表の中で打ち合せているとのことで、良好であった。

ウ 安全管理

現場における安全活動、安全委員会の開催、安全教育訓練等の安全管理については、現地実査時に関係資料を審査したが、何れもよく管理されており良好であった。

(7) 監理・監督に関する事項について

ア 監督業務

監督員の業務である指示、協議、通知、承諾、報告、提出等の業務は、工事打合せ簿により行っており、適切であった。

イ 施工プロセスチェックシート

施工プロセスチェックシートの活用状況について監督員に質問し提示を求めたところ、よく整備、活用されており良好であった。

(8) 設計変更に関する事項について

現時点において設計変更の対象となる項目は、現地合せのダクトイル鋳鉄管の配管変更とのことであり、特に問題となる事項はなかった。

4 現場実査における所見

書類調査の後に現場施工状況の実査を行った。本調査時点における進捗率は約70%ということであり、残工事としてNS形φ300mm铸铁管の接続工と舗装基層仕上げの施工を残すのみとのことである。

現場を巡回し作業環境を確認調査した結果、特に気付いた事項については、下記のとおりである。

- (1) 仮舗装部の段差の点検、補修を常に行い、歩行者・自転車等の転倒事故が発生しない様に第三者災害防止に努められたい。
- (2) 労災保険成立票・建設業許可票・建退共制度適用事業主標識、施工体系図・作業主任者等の掲示物は、現場入口の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されており良好であった。

5 指摘事項等

工事の実施進捗率（55.0%）は、計画進捗率（22.4%）より大幅に進捗している状況であり、積算上の必要作業日数と実施作業日数とに乖離がある。このような作業日数の差が発生した要因を整理し、今後の必要作業日数の算定等に反映させることが必要である。（要望事項）

6 現場実査時の写真



現場全景・布設替仮舗装部



現場実査状況



消火栓設置状況



現場標識関係

Ⅱ 開南幼稚園園舎改築工事（建築）

1 工事内容説明部署

教育委員会 生涯学習部 施設課

2 工事概要

- (1) 工事場所 那覇市泉崎1丁目1番5号
- (2) 建物概要
- | | |
|------|-------------------------|
| 敷地面積 | 1,367.01 m ² |
| 建築面積 | 672.00 m ² |
| 延床面積 | 618.51 m ² |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 平屋建て |
- (3) 設計監理業務委託受注者 神里設計・設備計画共同企業体
- 発注形式 指名競争入札
- (4) 工事請負業者 有限会社 呉開発
- (5) 工事費
- | | |
|------|-------------------|
| 設計金額 | 148,500,000 円（税込） |
| 請負金額 | 147,960,000 円（税込） |
| 請負率 | 99.6% |

契約日 平成 27 年 3 月 13 日
発注形式 制限付一般競争入札
入札業者 1 社 1 回落札

(6) 工事期間 平成 27 年 3 月 16 日～平成 27 年 11 月 30 日

(7) 工事進捗状況 計画 98.9% 実施 75.0% （平成 27 年 10 月 31 日現在）

(8) 総評

工事監査の調査対象工事は、開南幼稚園園舎改築工事（建築）である。昭和 43 年竣工、昭和 49 年増築が行われた既存園舎の老朽化に伴う建て替え工事である。調査時の現況は、外部仕上げ、1 階内部仕上げ工事中である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認及び関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について、書類の整備状況を含め良好である。

現場施工について、平成 27 年 11 月末の竣工に向けて各種検査、竣工図書等遺漏なきよう、関係機関、別途工事業者と協議のうえ、対処されたい。

尚、各項の所見で気付いた点を併記しているので確認・対応されたい。

3 書類調査結果

書類調査に当っては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、項末で所見を記す。

(1) 計画について

ア 事業の概要

既存園舎が老朽化し、耐力度調査において危険建物と判断された。

園児の良好な教育環境を確保するため、改築を行っている。尚、現在幼稚園は、小学校敷地内に仮設園舎を設置し、運営されている。

イ 与条件

(ア) 小学校敷地内に併設されているため、今後改築計画のある小学校体育館等の配置も視野に入れた幼稚園園舎、園庭の配置を総合的に考える。

(イ) 公立学校施設整備事業ハンドブックにより基準があり、園児数の推計を基に算定の結果、保育室 2 室、預かり保育室 1 室とする。

等を与条件として設定したとのことである。

また、園児数の増減動向は、小学校区内の幼児数（0～4 歳児）及び就園率より 5 年分の推計を出しているとのことである。耐力度調査は、平成 24 年度に（株）越智アトリエにて実施されている。

ウ 設計業務委託について

設計・監理指名競争入札の与条件は、設計業務現場説明書にまとめられている。

エ 所見

事業計画は、適切に行われている。設計・監理については、契約前に配布され

た現場説明書を基に業務委託されている。

（2）設計について

ア 意匠設計について

（ア）設計上配慮した点について

- a 既存園舎の園庭は幅が狭く、十分活用できなかった。建物を東側に配置することでゆとりのある園庭を確保したとのことである。
- b 訪問者に気付きやすいように職員室を前面道路側に配置し、先生の動線が長くならないように保育室をまとめて配置したとのことである。

（イ）環境に配慮した点について

雨水ピットの設置により便器洗浄と植栽への散水に雨水を使用することである。

（ロ）参考にした施設について

規模は少し大きいが、直近で改築工事を行った与儀幼稚園と真嘉比幼稚園を参考にしたとのことである。

（エ）建物を維持管理していくうえで配慮した点について

ガス空調を採用することで、ランニングコストを抑えている。15 年間の電気料金との比較検討書が作成されている。

（オ）設計時に採用した設計基準・設計資料について

基本は建築基準法である。幼稚園設置基準、幼稚園施設整備指針などにに基づき設計を行っている。

イ 構造設計について

（ア）構造的に配慮された点について

- a 官庁施設の総合耐震安全基準は、構造体Ⅱ類とのことである。
- b 液状化の可能性について検討されている。問題はないとのことである。
- c 耐震壁のバランスは、経済性を考慮し配置したとのことである
- d 地盤改良工法は、既成杭、鋼管杭で施工性、工期、工費について比較検討の結果、採用されている。

ウ 所見

設計基準、各関連する法律等に基づき、仕様書、図面は的確に作成されている。他幼稚園も参考にしている。環境への配慮、維持管理コスト、構造コストへの配慮も検討されており、適切に設計されている。

（3）積算について

ア 積算業務は、現場説明書内の設計業務委託特記仕様書に記載されており、直接工事費までは設計業務受注者が行っている。諸経費の算出は、担当者が行ったとのことである。積算基準は、建築工事積算基準（平成 25 年度）（沖縄県土木建築部）他を使用しているとのことである。

イ 採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）、実施設計単価表（沖縄県土木建築部）、建築施工単価、建築コスト情報、積算資料、建設物価、業者

見積他を使用しているとのことである。採用した資料は、平成 26 年度版とのことである。

ウ 業者見積を徴取した工事は、地業工事、防水工事、石工事、金属工事、金属製建具工事、木製建具工事、仕上げユニット工事等である。見積書は、3 社より徴取しているとのことである。

エ 設計図書の照査は、同課の担当以外の主査が行っているとのことである。

オ 決裁ルートは、担当、主幹、課長とのことである。

カ 所見

積算の根拠は、明確である。設計図書の照査は、同課の担当以外の主査が行っている。設計金額の守秘は保持されており、積算は適切になされている。

(4) 入札・契約について

ア 設計・監理業務委託は、指名選定委員会により選定された業者による指名競争入札で実施されている。参加業者は 10 社で 1 回での落札である。

設計金額 30,771,360 円（変更後 30,857,760 円）（税込）

請負金額 30,218,400 円（変更後 30,302,640 円）（税込）

請負率 98.2% 契約日 平成 26 年 3 月 26 日

（変更契約日 平成 26 年 8 月 28 日）

イ 建築工事の入札は、制限付一般競争入札である。入札参加業者は 1 社で 1 回での落札である。

ウ 契約は、契約検査課にて締結をしている。

エ 入札資格の審査は、契約検査課にて行っているとのことである。

オ 前払保証は、西日本建設業保証（株）である。

カ 履行保証は、西日本建設業保証（株）である。

キ 現場代理人及び監理技術者の国家資格は、一級建築施工管理技士であることを資格証の写しで確認した。

ク 監督員は、施工者に書面によって平成 27 年 3 月 13 日に通知されている。

ケ 出来高検査は、第 1 回平成 27 年 8 月 14 日に契約検査課により行われたとのことである。

コ 建築工事の変更契約は、行われていないとのことである。

サ 所見

契約の事務手続き、保証の取り扱いは適正で、指名選定、入札参加資格審査も行われており入札契約関係の事務処理に問題はない。

(5) 施工管理の書類について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書・報告書について

a 現在以下の施工計画書は提出され、監理者、監督員が承諾している。

総合施工計画、地業工事（地盤改良工事）、土工・地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄骨工事、各防水工事、左官工事、金属製建

具工事、塗装工事、各内装工事、昇降機設備工事等 23 工種。

- b 施工計画書の承諾手続きは、請負者作成、監理者、現場監督員、主任現場監督員、課長の順である。
- c 施工図の承諾手続きは、請負者作成、監理者、現場監督員、主任現場監督員、課長の順とのことである。総合図は、作成されている。別途業者を含めた作成順序、最新版について説明を受けた。
- d 報告書は、各種製品検査、配筋、圧接、コンクリート試験検査等が提出されている。

(イ) 工程管理について

- a 基本工程表をもとに月間工程・週間工程が定例会議等で関係者に周知されているとのことである。
- b 計画進捗率 98.9%、実施進捗率 75.0%（11 月 5 日時点）と報告されている。

(ロ) 環境対策について

- a 実施している環境負荷低減への取り組みは、排ガス対策型、低騒音型建設機械の使用及び発生材の分別回収を行っているとのことである。
- b 揮発性室内有機化合物の室内濃度測定は、新築引渡し直前を予定しており、計画書等は提出されている。

(エ) 建設副産物処理計画について

- a 建設廃棄物処理委託契約書を確認した。
- b マニフェストは、整理されている。A、E 票は 14 枚（10 月 29 日時点）である

(オ) 官公庁への届出について

- a 施工体制台帳は備え置き、施工体系図は仮囲い（現場外）、朝礼看板（現場内）、現場事務所内に掲示してある。
- b 建設リサイクル通知書は、平成 27 年 3 月 16 日に提出されている。再資源利用計画書は、作成済である。
- c 那覇労働基準監督署に特定元方事業開始届、適用事業報告書、時間外労働協定届、機械等設置届が提出されている。

(カ) 維持管理について

完成後の維持管理は、こどもみらい部所管課において行うとのことである。

(キ) 請負業者に関する書類について

- a 工事实績情報（CORINS）の登録日は平成 27 年 3 月 24 日である。担当技術者の変更に伴い変更登録（平成 27 年 6 月 8 日）を行っている。
- b 建設業退職金共済組合（建退共）に加入済みである。
- c 建設工事保険、賠償責任保険は、大同火災海上保険（株）に加入している。
- d 建設業許可標識、労災保険関係成立票は、現場出入口横仮囲いに掲示している。

(ク) 下請負業者について

下請負者通知書は、一次下請負 23 社提出されている。最大二次下請負が確認された。

(ケ) 検査、品質性能の確認・試験について

- a 品質確認が必要な試験検査結果等報告書は、品質管理結果報告書ファイルにまとめられている。地業工事(地盤改良工事)室内配合試験、コンクリート圧縮強度試験、配筋検査、鉄筋ガス圧接部超音波探傷検査、鉄骨階段製品検査、シーリング簡易引張試験等が提出されているとの回答を得た。
- b 使用材料は、使用材料承諾願により 38 件が承諾済である。
- c 現場で実施した試験・立会検査は、遣り方、試験杭、平板載荷、配筋等とのことである。品質管理結果報告書ファイルにまとめられている。
- d 現場外で実施した試験、製品立会検査は、試験として防虫・防蟻処理、製品検査としてアルミニウム建具の工場検査である。
- e 公的試験場は、コンクリート圧縮強度試験が沖縄県建設技術センターである。
- f 使用材料の F☆☆☆☆の確認は、カタログ、材料仕様書、写真等にて確認しているとのことである。

(参考：F☆☆☆☆は、建築材料の区分で JIS, JAS などの表示記号であり、改正建築基準法に基づくシックハウス対策で建築物に用いる建材のホルムアルデヒドの発散が少ない順に、F☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆と等級付けされている。)

- g 技能士の確認は、資格証の写しと本人確認を行っている。金属製建具施工者の資格証、就労日を確認した。

(コ) 監督員等について

- a 監督員の職務は、那覇市請負工事監督規程に基づき実施しているとのことである。
- b 発注者として配慮した事項は、現場が小学校であり、大型車両の出入りと園児・児童達の登下校時に支障がないよう交通災害防止の徹底とのことである。
- c 監督員は、週 1 回現場巡視を行っているとのことである。毎週開催される工程会議（定例会議）に出席している。工程会議の出席者は、主任監督員、監督員、委託監理者、施工業者である。
- d 施工者への指示は、打合せ簿で行い記録している。
- e 委託監理者の管理は、業務履行報告書の提出で確認を行っているとのことである。
- f 監督員、委託監理業務の分担、処理区分の説明を受けた。

(サ) 安全衛生管理について

- a 安全衛生協議会は、月 1 回開催されている。直近の開催は、10 月 22 日である。元請 2 人、下請 4 名が出席している。災害防止協議、工程の調

整がなされている。議事録に別途業者の出席は確認できなかった。

- b 新規入場者教育は、文書により実施し、記録を保存しているとのことである。
- c 統括安全衛生管理者は、事業者が指名されている。
- d 材料の製品安全データシート（MSDS）は、塗料、防水材等について取り寄せている。

(シ) 所見

施工計画書・報告書等に関して監理者、現場監督員、主任現場監督員、課長まで承諾している。各報告書は記録として整備され良好である。外構関連工事は、別途発注工事で未契約のため、施工計画書・施工図は未作成である。残工期を勘案し別途設備業者等関係者と協議、打合せ等を行い齟齬がないこと。施工図（総合図）の作成及び最新版について合意、更新日付の記載等検討し管理方法を工夫すること。

試験・検査報告書も品質確認が必要とされる工種について整備されている。総合施工計画書に必要と思われる一工程の施工計画書、施工図（総合図）、検査、試験成績報告書等の一覧表を作成し合意承諾により提出漏れ、提出時期確認等の監理への工夫をすること。

全体工程表へ別途設備工事の記載等を行い関係者合意の情報共有を図ることが望まれる。更に、図面の作成・承諾、材料の手配、検査スケジュール、安全関係等の記載をまとめる事により緻密な工程管理が出来ると思われる。

委託監理は、現場説明書内の監理業務委託特記仕様書で明確になっているとのことであるが、那覇市請負工事監督規程の内容を確認の上、監督員、監理者の業務分担について、容易な識別のため分担一覧表の作成等を工夫すること。

安全衛生管理については、良好である。化学物質を含有する資材を使用する場合は、製品安全データシート（MSDS）を活用し取扱いについて安全面の共通認識を図られたい。統括安全管理者に事業者が指名されているが、簡略化に向けて特記仕様書への記載などを考慮されたい。

(ス) 指摘事項等

工事の実施進捗率(75.0%)は、計画進捗率(98.9%)より遅れている。残工期の工程把握と各業者、別途業者等関係者と協議の上、工期内完成を徹底すること。

(要望事項)

イ 個別施工について

(ア) 土工事

発生土の場外処分地は、呉屋組・開成鉾山（糸満市真栄平 1439）である。

建設残土受入証明書を確認した。400 m³搬出済とのことである。

(イ) 地業工事

- a 地盤改良工事施工報告書、各試験成績書は提出されている。
- b 追加標準貫入試験が支持地盤再確認のため実施されたとのことである。

c コア抜き圧縮強度試験は、(株)シビルエンジニアリングで行われている。
強度試験成績書を確認した。問題はない。

d 平板載荷試験は、行われている。載荷試験成績書を確認した。問題はない。

(ウ)鉄筋工事

a 鉄筋圧接部は、超音波探傷試験が未来空間検査で行われている。試験成績書は、整理されている。報告書は、整理されている。一部確認をした。
問題はない。

b 配筋検査記録は、各工程ごとに整理されている。

c 鋼材証明書は整理されている。拓南製鐵(株)からの総鉄筋量は 121.48
トンである。

(エ)コンクリート工事

a 生コン工場は、琉球生コン(株)である。J I S 工場である。

b 生コン運搬時間は、琉球生コン(株)及びサブ工場共に約 20 分である。

c コンクリート強度試験は、4 週の構造体コンクリート圧縮強度試験を
(財)沖縄県建設技術センターで行っている。

(オ)鉄骨工事

a 鉄骨製作工場は、伊良波工業である。承諾されている。

b 超音波探傷試験は、工場内で実施されている。第三者検査機関は、沖縄
非破壊検査(株)である。報告書を確認した。問題はない。

(カ)屋根及び樋工事

ドレン、樋径の検討は、最多降水量 110 mm/h で実施したとのことである。

(キ)所見

実施された各試験の結果報告書等は、提出されており良好である。内装工
事等施工中の検査、試験、確認については、必要提出資料一覧表の作成等によ
り漏れのないよう実施すること。隠蔽部の記録については、確実に記録に残
すこと。

4 現場調査結果

市職員、監督員、監理者、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査
した。就労人員 11 名（元請 2 名、下請 5 名 別途業者：電気 2 名、機械 2 名）。

(1) 現況について

ア 外部仕上げ工事中である。

イ 屋上防水工事は完了している。

ウ 内装壁ボード張り、塗装工事施工中である。

(2) 品質について

施工中の内外壁仕上げ部分は、おおむね良好である。

(3) 工程について

変更工程表により進捗管理している。

(4) 安全・衛生管理について

外部足場存置中である。安全設備、整理整頓、清掃は良好である。

(5) 所見

仮囲いに掲示物（建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図）は、掲示されている。建退共制度の適用標識は、朝礼看板（現場内）、現場事務所に掲示されている。

品質については、特に問題は見受けられない。

工程については、残工期を考慮し関係者協議のうえ進捗管理を徹底すること。

安全については、外部足場が存置中である。場内は整理され整然としている。

脚立作業の適正化、火災の防止（仕上げ状況により変わる消火器の設置場所を含め）のため関係者へ遵守事項の周知を行うこと。

5 現場実査時の写真



工事名看板、建設業許可標識
労災保険関係成立票、



外部足場状況



遊戯室仕上げ状況



ポーチ仕上げ状況



ホール仕上げ状況



女子便所仕上げ状況

Ⅲ（仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（建築）

1 工事内容説明部署

建設管理部 建築工事課

2 工事概要

（1）工事場所 那覇市松山 2 丁目 22-1

（2）建物概要

敷地面積	2,313.50 m ²
建築面積	1,603.82 m ²
延床面積	4,480.91 m ²
各階床面積	1 階 1,422.54 m ² 2 階 1,267.53 m ²
	3 階 1,300.37 m ² 4 階 348.93 m ²
	P H 階 141.54 m ²
構造	プレキャスト鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 4 階建て

工事内容 津波避難ビル

（子育て支援機能施設、高齢者リハビリ施設、青少年育成施設、店舗、屋外スロープ（1～4 階）、駐車場他）

（3）設計業務委託受注者 有限会社三和総合設計

発注形式 指名競争入札

入札業者 10 社 1 回落札

（4）監理業務委託受託者 有限会社三和総合設計

発注形式 随意契約

（5）工事請負業者 沖電工・大晋建設・スタプランニング共同企業体

- 代表者 株式会社沖電工
構成員 大晋建設株式会社
構成員 有限会社スタプランニング
- (6) 工事費 設計金額 1,585,440,000 円
(変更後 1,680,480,000 円) (税込)
請負金額 1,426,896,000 円
(変更後 1,512,432,000 円) (税込)
請負率 90.0%(変更後 90.0%)
契約日 平成 26 年 8 月 27 日
(変更契約日 平成 27 年 7 月 8 日)
発注形式 制限付一般競争入札
入札業者 7 共同企業体 1 回
- (7) 工事期間 平成 26 年 8 月 27 日～平成 28 年 3 月 24 日
- (8) 工事進捗状況 計画進捗率 49.8% 実施進捗率 49.8%
(平成 27 年 10 月 31 日現在)
- (9) 総評

工事監査の調査対象工事は、(仮称)那覇市津波避難ビル建設工事(建築)である。海拔の低い若松市営住宅跡地に民間避難ビルでは対応できない避難困難者のための津波避難ビルを建設するものである。平常時は、世代を超えた地域住民の地域力強化を育む拠点施設として整備するものである。調査時の現況は、1,2,3,4 階のプレキャストプレストレストコンクリート工事、デッキプレート敷設の躯体工事中である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認及び関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況の調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況を含め良好である。

現場施工について、平成 28 年 3 月 24 日完成に向け工事進捗に伴う各種検査、記録の整備等遺漏なきよう実施すること。

尚、各項の所見で気付いた点を併記しているので確認・対応されたい。

3 書類調査結果

書類調査に当っては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、項末で所見を記す。

(1) 計画について

ア 事業の概要、経緯

平成 25 年 3 月に沖縄県が公表した津波浸水予測図において浸水被害の予測が出ている松山・若狭地域に、高台や耐震基準等をクリアした津波緊急一時避難施設として指定できる建築物が少なく大津波襲来時の被害の拡大が懸念さ

れた。市民・観光客等の生命の安全を確保することを目的に、那覇市若松市営住宅跡地に津波避難ビルを建設することを決定した。また、平常時においては、地域力強化のための子育て支援、介護予防、青少年育成に関する事業を展開する。

イ 事業運営形態

事業運営は、事業を実施するそれぞれの部において行うとのことである。

ウ 与条件

(ア) 津波避難ビル等に係るガイドラインの方針等の基準に沿った津波避難ビル

(イ) 想定している避難人数は 2,000 人

(ロ) 2 階は、子育て支援、介護予防に関する事業の展開

(ハ) 3 階は、青少年育成に関する事業の展開

(ニ) 平常時は世代を超えた人々が集い交流を通して心の豊かさや災害時の助け合う絆を深める

等を与条件として設定したとのことである。

エ 設計業務委託について

設計指名競争入札の与条件は、那覇市津波避難ビル建設工事業務委託（実施設計）現場説明書にまとめられている。

オ 所見

事業の背景、経緯、与条件は明確であり、計画は適切に行われている。設計に当り、那覇市津波避難ビル建設工事業務委託（実施設計）現場説明書が発行され、業務委託されている。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

(ア) 設計上配慮した点について

バリアフリーとし、津波避難用スロープも本体に準じ、沖縄県福祉のまちづくり条例の規定を用いているとのことである。

(イ) 環境に配慮した点について

a 再生水受水槽の設置により便器洗浄に再生水（中水）を使用するとのことである。

b プレキャストコンクリート、合成床板の採用により熱帯材型枠の使用抑制を行っている。

(ロ) コスト縮減に配慮した点について

床スラブは、鉄骨で支えるデッキスラブとし軽量化による構造躯体建物基礎のコスト縮減を図っているとのことである。

(ハ) 参考にした施設について

子育て支援、介護予防、青少年育成に関する施設として、那覇市若狭公民館、那覇市繁多川公民館、那覇市民体育館、環境の杜ふれあい（南風原

町）を参考にしたとのことである。

(オ) 建物を維持管理していくうえで配慮した点について

建物外周にメンテナンス用のスペースを設けている。

(カ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

基本は建築基準法である。津波避難ビル等に係るガイドライン、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 25 年版）、建築工事監理指針（平成 25 年版）などに基づき設計を行っている。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定について

構造計算適合判定は、判定機関（（一財）日本建築センター）で受けている。

(イ) 構造的に配慮された点について

a 官庁施設の総合耐震安全基準は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材Ⅱ類とのことである。

b 液状化の可能性について検討されている。問題は無いとのことである。

c プレキャストプレストレストコンクリート構造の選定理由は、鉄筋・型枠工の不足による工事の遅れの解消及び耐久性の向上とのことである。

d 杭ハイエフビー工法の選定は、場所打ち杭等との比較一覧を作成し決定している。

ウ 所見

設計基準、各関連する法律等に基づき仕様書、図面は、的確に作成されている。他の同種施設も参考にしている。環境への配慮、コストへの配慮も検討しており、適切に設計されている。

(3) 積算について

ア 積算業務は、那覇市津波避難ビル建設工事業務委託（実施設計）現場説明書に記載されており直接工事費までは設計業務受注者が行っている。諸経費の算出は、担当者が行ったとのことである。積算基準は、建築工事積算基準（平成 26 年度）（沖縄県土木建築部）他を使用しているとのことである。

イ 採用単価は、営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）、公共建築工事積算基準、建築コスト情報、積算資料、建設物価、業者見積他を使用しているとのことである。採用した資料は、平成 26 年度版とのことである。

ウ 業者見積を徴取した工事は、共通仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、鉄骨工事等である。見積書は、基本 3 社より徴取しているとのことである。

エ 設計図書の照査は、同課の担当以外の職員が行っているとのことである。

オ 受注者から受領した時の決裁ルートは、担当、主幹、課長とのことである。

カ 所見

積算の根拠は、明確である。設計図書の照査は、同課の担当以外の職員が行っている。設計金額の守秘は保持されており、積算は適切になされている。

（４）入札・契約について

ア 設計業務委託の入札は、指名選定委員会により選定された業者による指名競争入札で実施されている。参加業者は 10 社で 1 回での落札である。

設計金額 56,091,000 円（税込）

契約金額 54,390,000 円（税込）

委託比率 96.9% 契約日 平成 25 年 7 月 19 日

イ 監理業務委託は、随意契約である。

契約金額 28,944,000 円（税込）

契約日 平成 26 年 8 月 20 日

ウ 建築工事の入札は、制限付一般競争入札である。参加業者は 7 共同企業体で 1 回での落札である。

エ 公告から契約までの手続きは、公告→入札→開札→資格審査→落札→契約である。

オ 入札参加資格の審査は、契約検査課及び建築工事課共同で行ったとのことである。

カ 前払保証は、西日本建設業保証（株）である。

キ 履行保証は、西日本建設業保証（株）である。

ク 現場代理人、監理技術者の国家資格は、一級建築施工管理技士であることを資格証の写しで確認した。

ケ 監督員は、施工者に書面によって平成 26 年 8 月 27 日に通知されている。

コ 出来高検査は、第 1 回平成 27 年 3 月 31 日、第 2 回平成 27 年 9 月 30 日に契約検査課職員が実施している。

サ 建築工事の変更契約は、行われている。

シ 所見

公告から契約までの事務手続き、保証の取り扱いは適正で、入札参加資格審査も行われており入札契約関係の事務処理に問題はない。

（５）施工管理の書類について

ア 監理・監督業務について

(ア) 施工計画書・報告書について

a 現在以下の施工計画書は、提出され監理者、監督員が承諾している。

総合施工計画、仮設工事、既存杭引抜工事、山留工事、土・地業工事、土工事（水平・経層磁気探査）、杭工事、鉄筋工事、コンクリート、Pプレキャストプレストレストコンクリート工事、鉄骨工事、型枠工事、防水工事、木工事（土壌処理）、左官工事等 15 工種

b 施工計画書の承諾手続きは、請負者作成、監理者、現場監督員、主任現場監督員、課長の順である。

- c 施工図の承諾手続きは、請負者作成、監理者承諾とのことである。別途工事を含めた総合図について、作成順序、最新版の説明を受けた。
- d 報告書は、杭工事、配筋、コンクリート、プレキャストコンクリート製品検査等が提出されているとのことである。

(イ) 工程管理について

- a 基本工程表（平成 27 年 3 月 31 日変更）を基に月間工程・週間工程が定例会議等で関係者に周知されている。
- b 計画進捗率 49.8%、実施進捗率 49.8%（11 月 5 日時点）と報告されている。

(ロ) 環境対策について

揮発性室内有機化合物の室内濃度測定は、特記仕様書通り予定しているとのことである。

(エ) 建設副産物処理計画について

- a 建設廃棄物処理委託契約書を確認した。
- b マニフェストは、整理されている。A、E 票は 21 枚（11 月 5 日時点）である。

(オ) 設計変更について

設計変更契約は、行われている。以下の通りである。

増額変更日	平成 26 年 11 月 28 日
工事期間変更	平成 27 年 3 月 31 日
増額変更	平成 27 年 7 月 8 日

(カ) 官公庁への届出について

- a 施工体制台帳は備え置き、施工体系図は、仮囲い外部に掲示してある。
- b 建設リサイクル通知書は、平成 26 年 9 月 1 日に提出されている。再資源利用計画書は、作成済である。
- c 那覇労働基準監督署に特定元方事業開始報告、店社安全衛生管理者選任報告、適用事業報告等を提出したとのことである。

(キ) 維持管理について

完成後の維持管理部署は、総務部とのことである。

(ク) 請負業者に関する書類について

- a 工事実績情報（CORINS）の登録日は、平成 26 年 9 月 5 日である。請負金増額、主任技術者の追加、工期変更に伴い 4 回変更登録を行っている。
- b 建設業退職金共済組合（建退共）に加入済みである。
- c 建設工事保険、賠償責任保険は、大同火災海上保険（株）で平成 28 年 4 月 7 日まで加入しているとのことである。
- d 建設業許可標識、労災保険関係成立票、施工体系図は、現場出入口横仮囲いに掲示している。建退共制度の適用標識は、現場掲示板に掲示してい

る。

(ケ) 下請負業者について

下請負者通知書は、一次下請負 16 社が提出されている。最大二次下請負が確認された。

(コ) 検査、品質性能の確認・試験について

- a 品質確認が必要な試験結果等報告書は、品質管理結果報告書ファイルにまとめられている。杭、コンクリート圧縮強度試験、配筋検査、鉄筋溶接部超音波探傷検査等が提出されているとの回答を得た。
- b 使用材料は、使用材料承諾願により提出済である。20 件が承諾済である。
- c 現場で実施した試験・立会検査は、コンクリート工事等とのことである。
- d 現場外で実施した試験は、コンクリートの試し練りを行ったとのことである。
- e 公的試験場は、コンクリート圧縮強度試験が沖縄県生コンクリート工業組合中南部地区共同試験場である。基礎地中梁コンクリート 4 週圧縮強度試験成績書を確認した。問題はない。
- f 使用材料の F☆☆☆☆は、カタログで確認をしているとのことである。
(参考：F☆☆☆☆は、建築材料の区分で JIS, JAS などの表示記号であり、改正建築基準法に基づくシックハウス対策で建築物に用いる建材のホルムアルデヒドの発散が少ない順に、F☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆と等級付けされている。)
- g 技能士の確認は、資格証の写しと本人確認を行っているとのことである。

(サ) 監督員等について

- a 監督員の職務は、那覇市請負工事監督規程に基づき実施しているとのことである。
- b 発注者として配慮した事項は、作業の安全とのことである。
- c 監督員は、週 1 回現場巡視を行っているとのことである。毎週開催される工程会議に出席している。10 月 22 日工程会議の出席者は、監督員、委託監理者、各現場代理人等である。
- d 施工者への指示は、打合せ簿で行っているとのことである。
- e 工事打合せ簿にて、意匠図の地中梁等地中寸法の未記載、特記仕様書と構造図面番号の不一致の質疑等が確認できなかった。
- f 委託監理者の管理は、業務計画書、毎月の履行報告書の提出で確認を行っているとのことである。
- g 近隣説明会は、平成 26 年 9 月 10 日那覇中学校にて開催したとのことである。参加者数 13 名とのことである。
- h 監督員、委託監理業務の分担、処理区分の説明を受けた。

(シ) 安全衛生管理について

- a 安全衛生協議会は、月 1 回開催されている。直近の開催は、11 月 2 日

- である。参加者は、各工事元請 8 人が出席している。災害防止協議、工程の調整がなされている。議事録で下請負業者の参加の確認はできなかった。
- b 新規入場者教育は、文書により実施し、記録を保存しているとのことである。
- c 統括安全衛生管理者は、事業者が指名されている。
- d 店社パトロールは、基本月 1 回実施されているとのことである。
- e 材料の製品安全データシート（MSDS）は、防水材料について取り寄せているとのことである。

(ヌ) 所見

施工計画書・報告書等に関して監督員が承諾している。各報告書は、記録として整備され良好である。金属製建具工事他仕上げ工事及び外構関連の施工計画書が未承諾及び未作成である。工程表に基づき作成、承諾すること。また、総合図を含め別途関係者と協議、打合せ等を行い齟齬がないこと。

試験・検査報告書も品質確認が必要とされる工種について整備されている。総合施工計画書に必要と思われる一工程の施工計画書、施工図（総合図）、検査、試験成績報告書等の一覧表を作成し合意承諾により提出漏れ、提出時期確認等の監理への工夫をすること。実施進捗率は、計画進捗率通りである。全体工程表へ別途設備工事の記載等を行い関係者合意の情報共有を図られることが望まれる。更に、図面の作成・承諾、材料の手配、検査スケジュール、安全関係等の記載をまとめる事により緻密な工程管理が出来ると思われる。

委託監理は、委託業務の仕様書で明確になっているとのことであるが、那覇市請負工事監督規程の内容を確認の上、監督員、監理者の業務分担について、容易な識別のため分担一覧表の作成等を工夫すること。

安全衛生管理について、良好である。化学物質を含有する資材を使用する場合は、製品安全データシート（MSDS）を活用し取扱いについて安全面の共通認識を図られたい。統括安全管理者に事業者が指名されているが、簡略化に向けて特記仕様書への記載などを考慮されたい。

(ヒ) 指摘事項等

矩計（かなばかり）詳細図の建物本体の基礎寸法の不明確部分について、工事打合せ簿に質疑、協議の記録が見当たらなかった。図面の整合について合意を図り記録に残すこと。（注意事項）

施工図（総合図）の作成及び最新版については、合意、更新日付の記載等管理方法を検討、工夫すること。（要望事項）

イ 個別施工について

(7) 土工事

- a 発生土の場外処分地は、（有）山城鉦山（糸満市摩文仁 812 番地）である。建設残土受入証明書を確認した。
- b 磁気探査は、実施されている。

(イ)杭地業工事

- a 杭工事報告書は、提出されている。
- b 支持層の確認は、行われている。

(ウ)鉄筋工事

- a 鉄筋溶接部の検査機関は、（有）沖縄超音波検査所とのことである。
- b 機械式継手は、ネジテツコングラウト継手で（財）日本建築センター認定工法とのことである。
- c 鉄筋溶接部検査・試験について、意匠、構造特記仕様書で確認が出来なかった。
- d 鋼材納入は、拓南製鐵(株)である。鋼材証明書は整理しているとのことである。

(エ)コンクリート工事

- a 生コン工場は、(株)山城生コンクリート工業那覇工場と琉球生コン(株)那覇工場である。J I S工場である。
- b 生コン運搬時間は、両社とも約 20～30 分とのことである。
- c コンクリート強度試験は、4 週の構造体コンクリート圧縮強度試験を沖縄県生コンクリート工業組合中南部地区共同試験室で行っている。

(オ)鉄骨工事

- a 鉄骨製作工場は、金秀鉄工(株) Hグレードである。承諾されている。
- b 超音波探傷試験は、第三者検査が実施されている。第三者検査機関は、沖縄非破壊検査(株)である。報告書を確認した。問題はない。

(カ)プレキャストプレストレストコンクリート工事

緊張力の計測は、順次実施している。各記録は、整理しているとのことである。

(キ)所見

試験結果報告書等は、提出されており良好である。今後、必要とされる各工事の計算、検討書を確認すること。防水工事水張り試験等未実施項目、プレキャストプレストレストコンクリート工事等施工中の精度検査の確認については、必要な提出資料一覧表の作成等により漏れのないよう実施すること。隠蔽部の記録については、確実に記録に残すこと。意匠図、構造図の確認事項については、協議・合意を打合せ簿等にて記録に残すこと。

4 現場調査結果

市職員、監督員、監理者、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。就労人員 38 名（元請 10 名、下請 28 名）。

(1) 現況について

- ア P C ケーブル緊張施工中である。
- イ 各階デッキスラブ敷き並べ施工中である。

ウ 外部足場存置中である。

(2) 品質について

施工中のプレキャストプレストレストコンクリート工事部分は、おおむね良好である。

(3) 工程について

工程表通り進捗している。

(4) 安全・衛生管理について

外部足場存置中である。安全設備、整理整頓、清掃は、良好である。

(5) 所見

仮囲いに掲示物（建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図）は掲示されている。建退共制度の適用標識は、安全掲示板に掲示されている。

品質については、特に問題は見受けられない。

工程については、予定通りであるが、内外部仕上げ工事を考慮し関係者協議のうえ進捗管理を行うこと。

安全については、外部足場が存置中である。場内は整理され整然としている。転落・墜落、飛来落下防止のため、足場の昇降設備・手摺の点検等関係者へ遵守事項の周知を行うこと。

5 現場実査時の写真



工事名看板、建設業許可標識
労災保険関係成立票



施工体系図



安全掲示板 建退共適用標識



外部足場状況

プレキャストプレストレスト
コンクリート工事施工状況

2階デッキ敷設状況

那 監 公 表 第 9 号

平成 28 年 1 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

高 良 正 幸

平成 27 年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

第 1 監査の概要

1 監査の根拠等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項の規定に基づき、那覇市監査基準第 14 条第 3 号及び那覇市行政監査実施要領により実施した。

2 監査のテーマ

「プロポーザル方式による契約について」

なお、プロポーザル方式とは、その性質又は目的が競争入札に適さないと認められる場合で、価格だけでなく実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、複数の事業者事業内容の提案を求め、総合的な見地から最も適した者を選定し契約を締結する方法とする。

3 監査の目的

法第234条第2項は、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定し、一般競争入札による契約を基本としている。

現在、専門的な技術や経験を必要とする業務について、プロポーザル方式による随意契約が多く見られる。しかし、本市においては当該方式による契約について統一的な方針はない。

そこで、今回の行政監査では、プロポーザル方式による契約について、契約手続等が適正に行われているか否かを検証する。

4 監査の対象範囲

平成 26 年度にプロポーザルを行い、平成 26 年度又は平成 27 年度に契約を締結（指定管理を除く。）した部署を対象とする。（22 課 53 事業）

平成 27 年度行政監査対象事業一覧表

（平成 26 年度プロポーザル実施事業）

（単位：円）

整理番号	課名	契約名	契約金額
1	文化振興課	那覇市新文化芸術発信拠点施設周辺環境整備計画策定業務	21,070,800

整理 番号	課名	契約名	契約金額
2	情報政策課	基幹系業務システム最適化業務アクセスログ検索システム構築業務委託	2,852,712
3		u-Okinawa プラットフォーム再構築事業賃貸借	15,526,080
4	商工農水課	「なはし就職なんでも相談センター」相談等業務委託	7,676,000
5		企業立地雇用施策基本指針策定支援業務	7,009,200
6		中学生のための仕事と社会について考える講座事業業務委託	5,155,920
7		地域人づくり事業（那覇市 IT 産業定着支援事業）業務委託（受託者：クラスタワークス）	5,501,520
8		地域人づくり事業（那覇市 IT 産業定着支援事業）業務委託（受託者：情報産業）	5,502,000
9		地元野菜がジョートーサー事業業務委託	2,680,000
10		第 3 次那覇市水産業振興基本計画策定支援業務委託	6,955,200
11		第 37 回那覇の物産展事業委託	5,032,800
12		那覇市企業誘致活動サポート事業委託	4,994,708
13	なはまちなか 振興課	国際通りとマチグラーのにぎわい事業業務委託	35,562,000
14		牧志駅前交通広場等にぎわい事業委託	27,200,000
15		マチグラー総合案内所事業業務委託	6,961,000
16		那覇市国際通り客引き状況等調査事業業務委託	1,998,000
17		那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画策定支援業務委託	11,814,000
18		第一牧志公設市場再整備合意形成推進事業業務委託	5,184,000
19	観光課	県外観光 P R 業務委託	4,845,420
20		外国語版那覇市観光ガイドブック制作業務	3,747,600
21		「7 月 5 日めんそーれ沖縄・那覇デー」映像及びチラシ制作等委託	700,000
22		「音楽活用ナイトエンターテイメント創造事業」委託	20,575,000
23		「プロ野球キャンプにぎわい創出事業」委託	13,000,000
24		那覇市観光基本計画策定支援業務委託	9,183,996
25		日米スポーツコンベンション歓迎事業業務委託	20,000,000
26	環境政策課	那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託	5,940,000
27	環境保全課	那覇市環境啓発事業委託業務	1,361,000
28	廃棄物対策課	エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託	27,237,300

整理 番号	課名	契約名	契約金額
29	環境衛生課	観光客に快適な都市環境創出事業における飼い主のいない猫の捕獲・管理等業務委託	4,352,400
30	福祉政策課	那覇市安心生活創造推進事業業務委託	89,164,000
31		那覇市援護業務システム導入業務委託	6,966,000
32		那覇市要援護者等情報管理システム導入業務委託	7,992,000
33		臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給システム構築業務委託	10,800,000
34	ちゃーがんじゅう	第6次なは高齢者プラン策定業務委託	4,494,960
35	課	那覇市リハビリふれあいデイサービス事業委託	18,942,537
36	障がい福祉課	那覇市障害者相談支援事業所サポート事業委託	21,407,607
37	保護管理課	平成27年度那覇市生活困窮者自立相談支援事業業務委託	50,307,044
38		平成27年度那覇市被保護者就労支援事業業務委託	13,441,680
39		平成27年度那覇市被保護者就労準備支援事業業務委託	12,419,025
40	地域保健課	「健やか親子なは」評価及び次期計画策定業務委託	5,194,800
41	こども政策課	那覇市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	2,187,000
42		放課後児童クラブ舎貸付	0
43	建設企画課	那覇市営住宅活用用地活用事業者募集 久場川第2期分（再々募集）	216,000,000
44		那覇市密集住宅市街地再生方針案業務委託	6,804,000
45		那覇市まちなか居住推進方針案策定業務委託	6,966,000
46		第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画策定業務委託	6,029,640
47	花とみどり課	平成26年度松山公園展示設計製作業務委託	49,896,000
48	生涯学習課	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）設計基本構想策定支援業務	7,063,200
49	中央公民館	プラネタリウム番組開発業務委託	8,920,368
50	学校給食課	大名学校給食センター学校給食調理業務委託	131,249,537
51	教育研究所	平成27年度標準学力調査（中学校）業務委託	3,560,400
52		那覇市教育用ネットワーク運用業務委託及び通信回線使用	116,251,200
53	下水道課	平成26年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託	19,980,000

5 監査の実施期間

平成 27 年 10 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日まで

6 監査の実施方法

- (1) 全部署に対し、プロポーザル実施の有無について事前調査を行い、実施部署に対し、プロポーザル方式による契約に関する調書及び資料の提出を求めた。
- (2) 上記(1)に基づき事務局職員による予備監査を行い、その結果を監査委員に復命した後、監査委員による監査（本監査）を行った。

7 監査の主な着眼点

- (1) プロポーザル方式の契約とした根拠及びその理由は適切か。
- (2) 公募型、指名型の選択は適切か。
- (3) 要綱制定や選定委員会の設置等、必要な基準を定めているか。
また、その基準は適切か。
- (4) 事業者選定及び契約事務の手続きは適正か。
- (5) 募集要項等の内容が、適切なものになっているか。
- (6) 参考価格の積算は、客観的な根拠資料に基づいているか。

第 2 契約の方法

地方公共団体が締結する契約は、法第 234 条第 1 項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定めている。すなわち、一般競争入札による契約をその原則としている。

1 一般競争入札

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

2 指名競争入札

指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となるべき者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

3 随意契約

随意契約は、地方公共団体が契約の相手方を選定するに当たり、任意に特定の者を選んで契約を締結する方法である。

地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項各号は、随意契約によることができる場合を次のように定めている。

第 1 号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。
第 2 号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第 3 号	障害者支援施設等から物品を買い入れる契約、又はシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。（要約）
第 4 号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第 8 号	競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき。
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。

第 3 監査の結果

1 プロポーザルによる業者選定事務の状況について

法において、地方公共団体が締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして厳しく制限している。プロポーザル方式による業者選定は、令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に該当するものであり、その実施に当たっては、選定過程において公平な評価及び選定が行われたことはもとより透明性も確保されなければならない。

そのことを踏まえて今回の行政監査では、個々の選定事務の実施状況及び事務手続き全般について監査した。

(1) プロポーザル方式の採用に関すること

ア プロポーザル方式の採用を意思決定する当初起案

(ア) あり 42 件 (79.2%)

(イ) なし 11 件 (20.8%)

(イ)は、口頭による意思確認を行い、プロポーザルを実施している。

イ プロポーザル方式を採用した理由の記載

(ア) あり 18 件 (34.0%)

(イ) なし 35 件 (66.0%)

ウ プロポーザル方式により事業者選定を実施した業務

(ア) 計画策定業務 15 件

(イ) イベント企画 7 件

(ウ) 情報処理システムの構築 6 件

(エ) 福祉サービス業務 6 件

(オ) 市民対象事業の運営 5 件

(カ) 映像・印刷物製作 5 件

(キ) 市民向け講座の企画・運営 4 件

(ク) その他 5 件

(ク)には、給食調理委託（1件）、用地活用者選定（1件）が含まれる。

今回監査の対象とした業務については、プロポーザルによる業者選定を行う必要性については、おおむね妥当と認められた。

(2) 募集に関すること

ア プロポーザル方式への募集方法

(ア) 公募型 50 件 (94.3%)

(イ) 指名型 3 件 (5.7%)

(指名型とする理由)

- ・県内での実績を重視した（2件）。
- ・那覇市契約規則で定める指名競争入札の参加資格を有する者（1件）。

イ 公募期間（公募型 50 件の内訳）

公募期間	件数（件）	割合（%）
10 日以内	5	10.0
11 日以上 20 日以内	23	46.0
21 日以上 30 日以内	18	36.0
31 日以上	4	8.0
合 計	50	100.0

ウ 応募者数（公募型 50 件の内訳）

応募者数	件数（件）	割合（%）
1 者	16	32.0
2 者以上 5 者以内	29	58.0
6 者以上 9 者以内	5	10.0
合 計	50	100.0

エ 事業者への周知方法（複数回答）

(ア) 市の公式ホームページ 50 件

(イ) 掲示板（庁舎前） 14 件

(ウ) 建設新聞、住宅新聞 2 件

(エ) ラジオ「那覇市民の時間」 1 件

上記アで指名型と回答した 3 件以外は、全て市の公式ホームページに掲載していた。下水道課が建設新聞への掲載、市営住宅課が住宅新聞への掲載及びラジオ放送を利用していた。

(3) 選定委員会に関すること

ア 選定委員の構成

構成員	件数（件）	割合（％）
本市職員のみ	45	84.9
外部委員を含む	7	13.2
外部委員のみ	1	1.9
合 計	53	100.0

イ 構成人数

選定委員の人数	件数（件）	割合（％）
3～4人	2	3.8
5～7人	41	77.3
8人以上	10	18.9
合 計	53	100.0

ウ 選定委員会の開催回数

開催回数	件数（件）	割合（％）
1回	21	39.6
2回	21	39.6
3回	8	15.1
4回	3	5.7
合 計	53	100.0

開催回数が最多（4回）の情報政策課「基幹系業務システム最適化業務アクセスログ検索システム構築業務委託」の場合、初回は、事業計画の協議、2回目は、提案書、評価方法の協議、3回目は、導入方法、提案書、評価方法を決定、最終回に、提案審査及び優先交渉権者の決定を行っていた。

なお、優先交渉権者とは、審査基準を満たした者のうちから、最も優れた提案をした事業者のことで、契約の相手方として優先的に交渉する者をいう。

エ 選定委員会の審議事項（複数回答）

(ア) 公募型又は指名型の応募資格	6 件
(イ) 提案を評価するための審査基準	22 件
(ウ) 企画提案の審査	53 件
(エ) その他プロポーザル方式実施に必要な事項	39 件

(4) 審査基準に関すること

価格

項 目	件数（件）	割合（％）
評価する	6	11.3
提案に対する見積内容の妥当性	34	64.2
評価しない	13	24.5
合 計	53	100.0

(5) 結果通知及び公表に関すること

ア 選定基準（評価項目等）の公表

- (ア) 公表 46 件（86.8％）
 (イ) 非公表 7 件（13.2％）

イ 選定委員の公表

- (ア) 公表 1 件（1.9％）
 (イ) 非公表 52 件（98.1％）

ウ 選定結果の公表

選定結果	件数（件）	割合（％）
公 表	38	71.7
全参加事業者について、事業者名と評価を公表	1	1.9
全参加事業者について、評価は公表したが、優先交渉権者以外は匿名	1	1.9
優先交渉権者の事業所名を公表	36	67.9
非公表	15	28.3
合 計	53	100.0

エ 結果通知

通知の方法	件数（件）	割合（％）
文書による通知	48	90.6
ホームページへの掲載	4	7.5
電話による通知	1	1.9
合 計	53	100.0

オ 優先交渉権者以外への理由説明

優先交渉権者とならなかった理由説明	件数（件）	割合（％）
必ず行う	3	5.7
求められれば行う	29	54.7
行わない	14	26.4
1 者応募のため未定	7	13.2
合 計	53	100.0

2 平成 26 年度における業務委託契約の状況について

契約方法	件数（件）	割合（％）	契約金額（円）	割合（％）
一般競争入札	133 (10)	7.2 (8.4)	764,513,846 (24,956,046)	8.5 (3.6)
指名競争入札	196 (25)	10.6 (21.0)	1,359,519,279 (129,196,994)	15.1 (18.4)
随意契約	1,518 (84)	82.2 (70.6)	6,882,030,680 (548,410,378)	76.4 (78.1)
うち プロポーザル方式	54 (26)	2.9 (21.8)	981,059,761 (248,198,191)	10.9 (35.3)
合 計	1,847 (119)	100.0 (100.0)	9,006,063,805 (702,563,418)	100.0 (100.0)

（注）表中（ ）は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の契約である。

業務委託契約全体に対する「一般競争入札による契約」の割合は、件数 7.2%、契約金額 8.5%と少なく、「随意契約」が、件数 82.2%、契約金額 76.4%と大半を占めていた。また、随意契約のうち「プロポーザル方式による契約」の全体に対する割合は、件数で 2.9%と少ないものの、契約金額で 10.9%と一般競争入札による契約を超えている。

沖縄振興特別推進交付金を活用したプロポーザル方式による契約の割合は、件数で 21.8%、契約金額で 35.3%である。

3 共通指摘事項等について

指摘事項等は、次の区分によるものとする。（事業別の指摘事項等も同じ）

*** 指摘事項**

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

*** 是正事項**

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

*** 注意事項**

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

*** 要望事項**

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。
（定期監査実施要領の例による。）

共通の指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 基本指針の必要性について（要望事項）

本市においては、プロポーザル方式による随意契約についての全庁的な指針を定めておらず、上記で述べたように選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一性がない。

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されたい。

(2) 実施要綱等の制定について（要望事項）

本市においては、プロポーザルの実施方法等について、現在のところ特段定められていない。契約の透明性、公正性を確保する観点から実施に当たってはその根拠を明確にし、目的や手続き等を示す必要がある。したがって、プロポーザルを実施する所管課は、契約関係法令及び規則等の趣旨を踏まえ、その根拠となる基本方針及び重要事項を定めた実施要綱等を制定する必要があるが、されてない事業が 43 件（81.1%）あった。これは、プロポーザル実施に当たって、その根拠を選定委員会設置要領又は募集要項に求めているものと思料される。

プロポーザル実施に当たっては、根拠、目的、手続き等を明確にするため実施要綱等を制定するよう努められたい。

4 事業別の指摘事項等について

事業別の指摘事項等は、次のとおりである。

こども政策課（整理番号 42）

放課後児童クラブ舎貸付について（是正事項）

放課後児童健全育成事業において、小学校（那覇小、与儀小）に設置された児童クラブ舎を使用する団体をプロポーザルで募集し、那覇小においては、平成 26 年 9 月 24 日から、与儀小においては、同年 10 月 17 日から当該クラブ舎の使用を認めている。

しかし、募集要項には児童クラブ舎を行政財産として使用貸借契約を締結することと記載されているが、クラブ舎の財産の取り扱いに疑義が生じたため、国及び県との調整に時間を要し現在まで契約が締結されていない。

プロポーザルを実施するに当たっては、関係法令等に基づき、適切な契約事務を執行されたい。

5 共通の課題事項について

プロポーザル方式による契約事務について、次のような課題とすべき事項がみられた。

(1) プロポーザル方式を採用した理由の記載について

プロポーザル方式を採用する起案に当たって、その理由を記載しているものは 53 件中 18 件（34.0%）であった。ただし、理由の説明として十分とは言えない記載があった。

所管課においては、契約手続きの透明性、公正性を確保するために、当該方式による契約が最適かどうかの検討を十分行い、起案に当たっては、採用の理由等、一連の経過を記録するよう努められたい。そのため起案書には、業務概要、参加資格要件等を明確に記載し、意思決定の手続きに漏れがないよう、適切な事務処理を行われたい。

(2) 外部委員の活用について

プロポーザル実施の理由として「専門的な技術力、企画力が要求される」としているが、選定委員会に外部委員が参加していた事例は、53 件中 7 件（13.2%）のみであった。

事業者の選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務に応じた専門的知見を有する外部委員の活用を検討されたい。

(3) 価格の評価について

審査基準（具体的な評価項目及び配点）に価格の評価方法を細かく点数化するなど、価格の評価、得点配分等について考慮している事業が6件（11.3%）あった。一方、価格の評価を行わない事業が13件（24.5%）あった。また、その他の34件（64.2%）は、見積内容の妥当性を評価しているとのことだが、他の評価項目と比較するとその配点が低かった。

プロポーザル方式については、価格以外の技術力や企画力等を判断するために実施するものであるが、より高い費用対効果を得るために、価格についても評価項目とする必要がある。

基本的な価格の評価方法について検討されたい。

(4) 公表及び結果通知について

ア 公表

選定基準について事前に公表していないものが7件（13.2%）、選定結果の公表を行っていないものが15件（28.3%）あった。

事業者選定の透明性を確保するため、選定基準の事前公表及び選定結果の公表に努められたい。

イ 結果通知

選定結果の応募者への通知を、文書により行ったものが53件中48件（90.6%）、ホームページへの掲載が4件、電話により行ったものが1件あった。選定の決定手続きが確実に履行されたことを確認するためにも文書により通知を行われたい。

また、優先交渉権者以外の事業者への理由説明を、求められても行わないとしたものが53件中14件（26.4%）あった。当該事業者への理由説明は、選定結果に対する信頼性の観点から可能な限り理由を明らかにするよう努められたい。

第 4 まとめ

地方公共団体の契約の原則である一般競争入札は、競争性、経済性が高く、公平性、透明性が図れる契約方式である。一方、適格事業者の採用を適切に行うことが困難なこと、過度の競争による品質の低下を招くことが懸念される。そのため、価格以外の要素も考慮し、事業の実施に当たり総合的に優れたものを選定し、契約することが求められている。また、多様化する行政需要に対応し、民間の専門的な能力を活かす手法として、プロポーザルによる業者選定が、今後とも増加するものと思われる。

このような状況の中、プロポーザルを活用した適正な契約事務の執行に資するために今回の行政監査を行ったものである。

プロポーザルを実施するに当たり、所管課は、プロポーザル方式採用の意思決定、実施要綱等の制定など基本的かつ重要な手続きが適切になされていないものが散見された。また、選定委員会の運営、業者選定の審査方法、結果の公表など一連の事務処理の取扱いについて、統一された方式が確立されているとはいえない状況にあった。

契約事務の透明性、公正性の確保、また、契約事務の負担軽減の観点からも整合性及び統一性のある手続きの確立が必要である。

今後も厳しい財政状況が続くなか、市民サービスの向上のため、適切な契約事務を行い、効果的、効率的な事業の執行を望むものである。

凡 例

表中に用いた比率は、百分率で、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入して表示した。

